

第四章

水路と集落

1 伊庭内湖周辺の水系と集落景観の特徴

(1) 明治期の大中の湖と湖岸集落

干拓以前の大中の湖の東岸に面した伊庭や福堂、乙女浜などの集落では、いずれもその集落内に水路が縦横にめぐり、カワトと田舟が利用されていた。中でも明治初期の旧伊庭村は神崎郡内で最も人口規模が大きく、「滋賀県物産誌」(1880)によれば、伊庭の総戸数496戸(農317戸、工37戸、商142戸)、人口は1,984人であった。農家は副業で麻布機業や採藻採泥、漁業、商業を営んでいたが、特筆すべきなのが舟の所有の多さであり、大中の湖と小中の湖に面する伊庭では舟数482艘を所有していた。この数は琵琶湖沿岸の他の集落と比べても際立って大きい(表14)。300艘以上の舟を持つ集落には内湖沿岸の集落が目立つが、大中の湖沿岸の福堂、乙女浜も302艘(戸数237)、205艘(戸数151)と、1軒に1艘かそれ以上の割合で舟を所有していた(図16)。

伊庭をはじめ大中の湖沿岸の村々では、いずれも農業を主たる生業としながらも、いくつかの副業を営んでいた。『滋賀県管内神崎郡誌』(松浦果編、1880)には、「湖邊は捕魚を兼るも、一般の業務は耕作に在るを以て、概して質朴なり」、「(伊庭のほか)湖邊に山路、乙女浜、福堂、栗見新田、出在家、新海村あり、民の漁業を業とする者、福堂、伊庭を主眼とす」とある。伊庭では農業と水辺の資源を活かした漁業によって村落が成立していた。明治初期には麻布製造も盛んであった。また、「伊庭、乙女浜の村落は、数千の桃樹、民屋を繞るを以て、花時の光景さながらも仙窟に入るが如し」とあるように、桃の生産も盛んであり、家々の周囲の桃の木が景観を特徴づけていた。

一方、前掲「滋賀県物産誌」には、「水利ハ村ノ中央ニ大川ノ貫流スルアリテ田疇ノ灌漑自由ナレトモ洪水暴漲ノ損害ニ罹ルコトアリ」とあり、伊庭川を灌漑に利用することで稲作には不便がなかったものの、洪水被害は受けやすかったとある。実際に明治29年(1896)に、豪雨による洪水が発生し、湖岸の村々は大きな被害を受けた。

伊庭川の付け替え以前の伊庭では、川の全流量が集落内を貫流していた。伝承によれば、伊庭の川は元亀年間(1570~73年)に覚部家により開削が発起され、その50年程のちに徳永寿昌(1549~1612年)によって掘割が建設された、とされる(『内湖と河川の漁法』)。現在も集落内を縦横に流れる水路は、水が流れているものがカワ、流れのないものがホリと呼ばれる。固有の名称を持つ川には、オオカワとも呼ばれる伊庭川のほかに、妙金剛寺川(東殿)、走り川(中下)、名古川(名古)、南川(南川)、北川、浦川などが認められる。これらの川の維持管理は小字としての町が担った。

集落内を縦横に張り巡らされた水路は、多くの水路が田舟3艘ほどの幅はあったとされ、農家にとって重要な交通路であった。干拓以前は現在よりも水深が深く、水量も多かったという。また、周辺の耕地が低く湿田が多かったために、内湖の藻を田へ運ぶ際や収穫の

際には田舟が用いられた。水路は各農家の屋敷と耕地を結ぶ道であった。

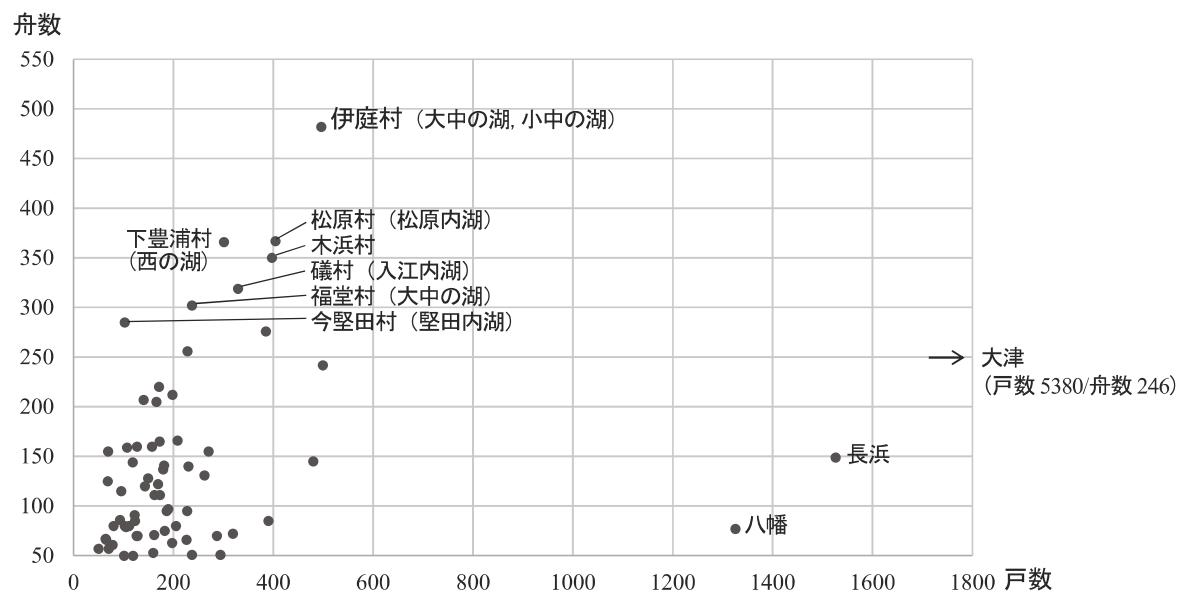


表14「滋賀県物産誌」にみる戸数と保有舟数(舟数50艘以上に限る)

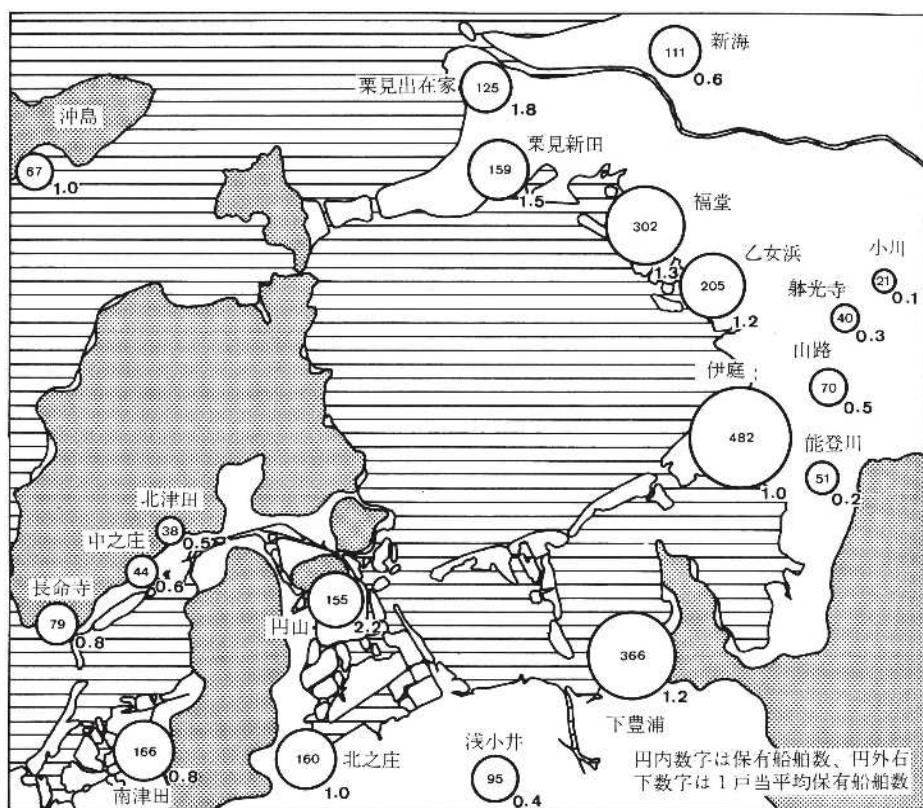


図16「滋賀県物産誌」にみる保有舟数(『内湖と河川の漁法』)

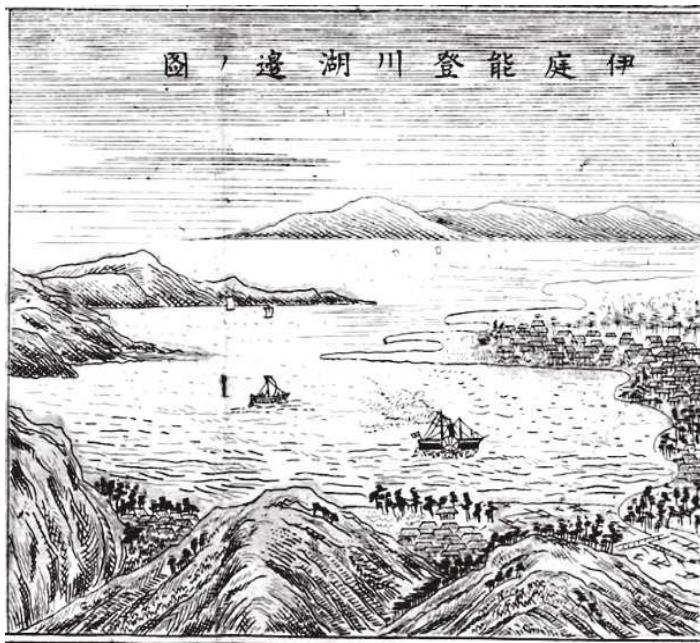


図17「伊庭能登川湖邊ノ圖」(『近江国新町村全図』, 渡辺行(作), 1891)

(2)集落外水路の変遷

1)水利

伊庭川は、観音寺山の東麓、五個荘から流れ出している。宮莊や金堂などから細流を集め、次第に水量を増し、佐野町内で伊庭川と山路川に分岐する(図18)。伊庭川の水利権は、伊庭6分・山路4分と決められて維持されてきた。これは織田信長の裁定によるものと伝えられ、現在の堰が設置される以前は、46個もの大石を置いて水を分けていた。伊庭川からはいくつかの井(湯、イもしくはユと読む)から用水が分かれていたが、伊庭村の水田の用水源となっていたのは、伊庭川のほかに伊庭と山路の旧村境を流れる中田井、伊庭川の北半分を流れる浜井、伊庭川の南半分を流れる筏井であった。

明治末から大正期にかけて、滋賀県内務部によって農業水利の実態調査が行われた。『滋賀縣耕地整理基本計画書(上、中、下)』の「神崎郡耕地整理基本調査」(1911)、『農業水利及土地調査書 第1輯』(1920)に、当時の農業水利の記録が残る。これらをもとに伊庭、福堂、乙女浜の3集落の水利状況を示す。

伊庭村の主要な水源である伊庭川は水量が豊富であり、旱魃時にも水は減ることがなく、灌漑の不足はなかった。川の最下流にあって非常に水に恵まれていた。一方、福堂、乙女浜は大同川水系大戸川に属し、それぞれ各水系の最下流部に位置した。福堂においては新川が主要な水源であったが、上流部において大量の引水が行われるために用水が十分でなかった。灌漑は縦横に張り巡らされた溝渠に湛水したものを蛇車によって揚水して行われたが要する労費は多大であった。また24町に及ぶ稻田は天水に依らざるを得ず、2週間～1ヶ月作付が遅れ損害を被ることもあった。

乙女浜の集落内を流れる浜川には主要な水源は存在せず、水量も少なく、上流からの排

水及び沿川の耕地に潜出する水に依存していた。これにより、水をめぐって躰光寺や山路との間でしばしば紛擾があった。旱魃により減水する際には江川を堰き止めて引水し、浜川、江川に堰を設け水位を高めて灌漑を行っていた。

このように、同じ大中の湖沿岸においても、水系により水の得やすさは著しく異なっていた。とりわけ大中の湖の湖岸村落の中で、伊庭は水に恵まれた地域であったといえる。

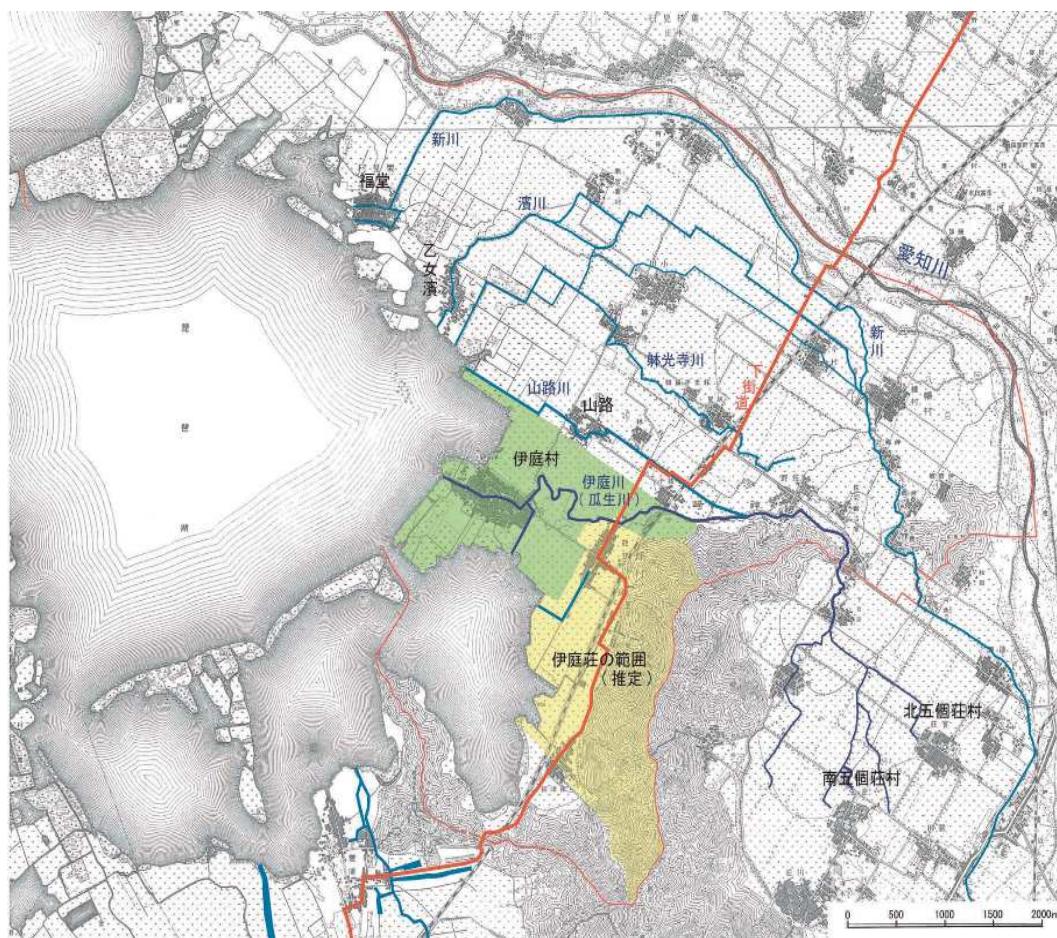


図18 明治期の伊庭川流域(下図は明治26年測図地形図、『明治の古地図』をもとに執筆者作成)

2)内湖の干拓

過去の琵琶湖の水位は、現在よりも高い状態にあり、明治期では常水位が B.S.L + 83cm (鳥居川観測所の水位 T.P. + 84.371m を琵琶湖基準水位 (0m) とする) 程度であり、沿岸部ではたびたび浸水被害が生じていた。明治 29 ~ 43 年 (1896 ~ 1910) の淀川改良工事に伴う瀬田川の浚渫、南郷洗堰の設置により、湖水位を下げて水位調整することとなり、これにより平均水位が 50 ~ 70cm 低下した。また、昭和 18 ~ 27 年 (1943 ~ 52) の淀川河水統制事業によりさらに平均水位が 20 ~ 30cm 低下した。これらは洪水の防止や下流地域の水需要の増大に対応するものであったが、水位の低下は湖岸の環境を大きく変えることとなった。

この琵琶湖の水位低下と戦時下の食糧事情の悪化を契機として、内湖の干拓事業が進められた。小中の湖の干拓事業は昭和 18 年に開始され（事業期間 1943～51 年）、続いて大中の湖干拓事業が昭和 21 年から実施された（干拓事業期間 1946～72 年）。これらの事業により、それぞれ 342.1ha、1,145ha の広さの内湖の水面が農地に変わった。そのような中、大中の湖の一部は干拓されずに残り、東部承水溝（通称伊庭内湖、面積 49.0ha、平均水深 1.2m）として、現在も内湖岸の環境を維持している。

3)圃場整備

現在の伊庭町内には伊庭川が流れるが、これは能登川南部地区の県営ほ場整備事業（事業期間 1980～88）及び同時期に実施された県営かんがい排水事業によって付け替えられたものである。現在は水門から引水しており、水量の調整も可能となっている。

福堂や乙女浜においても、かつて伊庭と同様に集落内を水路がめぐり、田舟が往来し、ほとんどの家にカワトが設けられていた（図 19）。しかし、乙女浜の団体営ほ場整備事業（1964～66 年、53.7ha）、福堂の団体営ほ場整備事業（1968～70 年、23.3ha）、県営ほ場整備事業（1970～73 年、123.5ha）の実施と、琵琶湖からの逆水灌漑の整備、農作業の機械化や自動車の普及に伴い、集落内水路のほとんどが埋め立てられて道路となつた。福堂では昭和 43 年から水路埋立が始まり、翌 44 年竣工の構造改造事業により集落内の水路が道路に転用され、現在では中川を残すのみである。

福堂や乙女浜と比較して、伊庭の水環境が残されてきたのは、内湖に面しながらも、豊富な水量を持つ伊庭川によって水利に恵まれるという稀有な環境条件をもっていたからにほかならない。

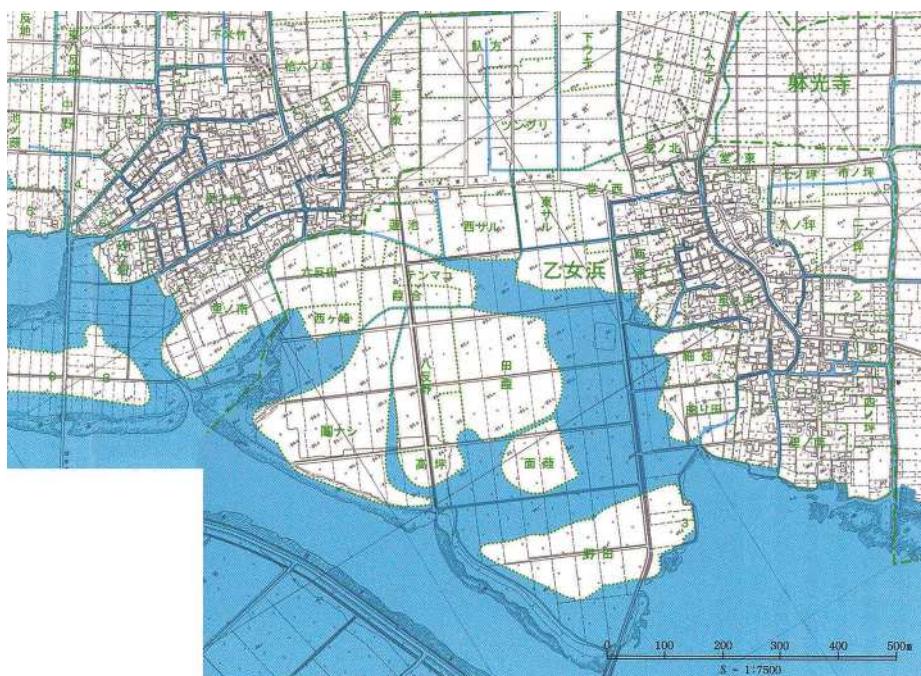
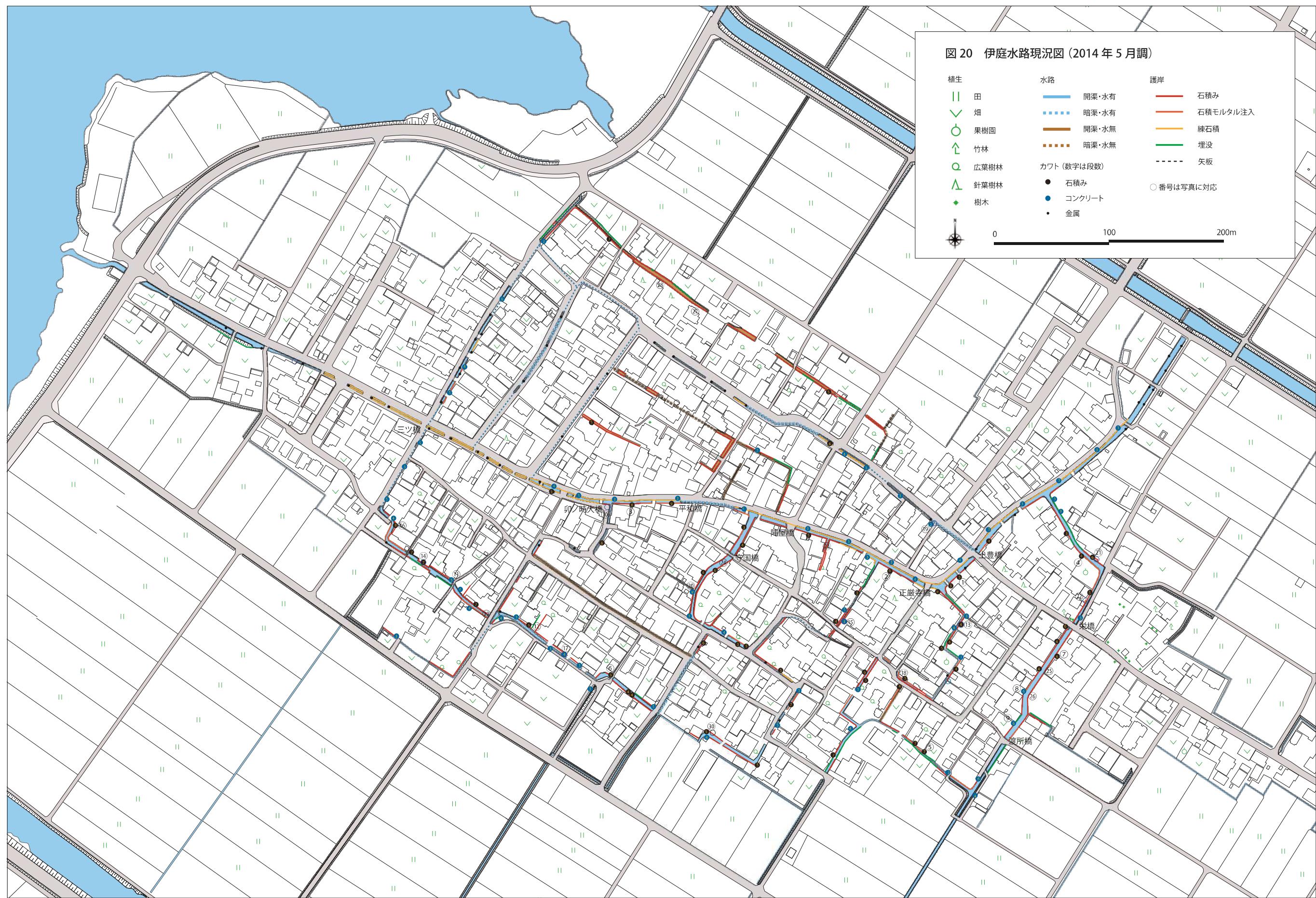


図19 圃場整備以前の福堂と乙女浜
（『明治の古地図』より一部転載）



(3)現況

上述のとおり、昭和50年代以降の圃場整備と排水整備によって伊庭川はその流路を変えたものの、そのほかに伊庭川の水環境に大きな変化はなく、現在も伊庭の集落内を貫流し、集落内を水路が網の目のように張り巡らされている。また、戦後に内湖が干拓されたが、伊庭の周辺は湖岸を中心からうじて内湖が残されている。集落内水路は、かつて多様な水利用がなされ、水路を利用した水上交通も盛んであった名残であるが、福堂や乙女浜の水路がほとんど埋め立てられたのに対し、伊庭の集落内の水路は、一部埋め立てや幅の減少が進んだものの、水路網の基本骨格と「カワト」と呼ばれる水利用施設や石積護岸、階段などが多く残り、現在もかつての面影が色濃く残る（図20）。

内湖は、かつて肥料（採藻、採泥）、燃料、魚の供給源であり、伊庭の個々の家々の生業生活において密接な関わりを有していた。その内湖へは、各家々の横を流れる水路を介して直接つながっていた。現在も、伊庭の村落の成立に関わる水環境として、山からの川の流れ（伊庭川）、集落内水路、内湖（伊庭内湖）、琵琶湖のつながりが持続している。この山・平地・湖をつなぐ水環境のシステムが実質的に持続している点が、伊庭の特徴であるといえる。

2 伊庭集落と集落内水路網

(1) 明治-大正期の水路構造とその特徴

1) 地割との関係

明治前期の伊庭の土地利用を示す地籍図としては、壬申地券地引絵図である「近江国神崎郡伊庭村地券取調総絵図」(1873)、地租改正地引絵図である「神崎郡第一区伊庭村」(1875～79)、地籍編成地籍地図である「神崎郡伊庭村地籍全図」(1884～89頃)が残されており、これらにより水路や宅地の復元が可能である。

これらの絵図からは、伊庭村内の耕作地に明確な条里地割が確認でき、また伊庭川を除けば、集落内の水路や道路も条里方向が基本となっていることが読み取れる。伊庭川からは支流が縦横に掘られるが、条里地割の向きと同方向で直線の箇所が多く認められる。伊庭集落内を流れる伊庭川とその支流が、どの程度自然につくられ、どの程度人工的につくられたかは判別できないが、自然の水路をうまく利用して集落づくりがなされたものと考えられる。中でも、伊庭川の北側並びに集落西部(北川、上北川、名古)は整然とした格子状が認められ、水路や宅地の人為的な整備をうかがわせる。

また、伊庭の集落は、8つの小字に分かれているが、その小字の境界の多くが主要な力ワ・ホリに重なっている。伊庭川を境に、北側に3つ、南側に5つの字に分かれる(図21)。

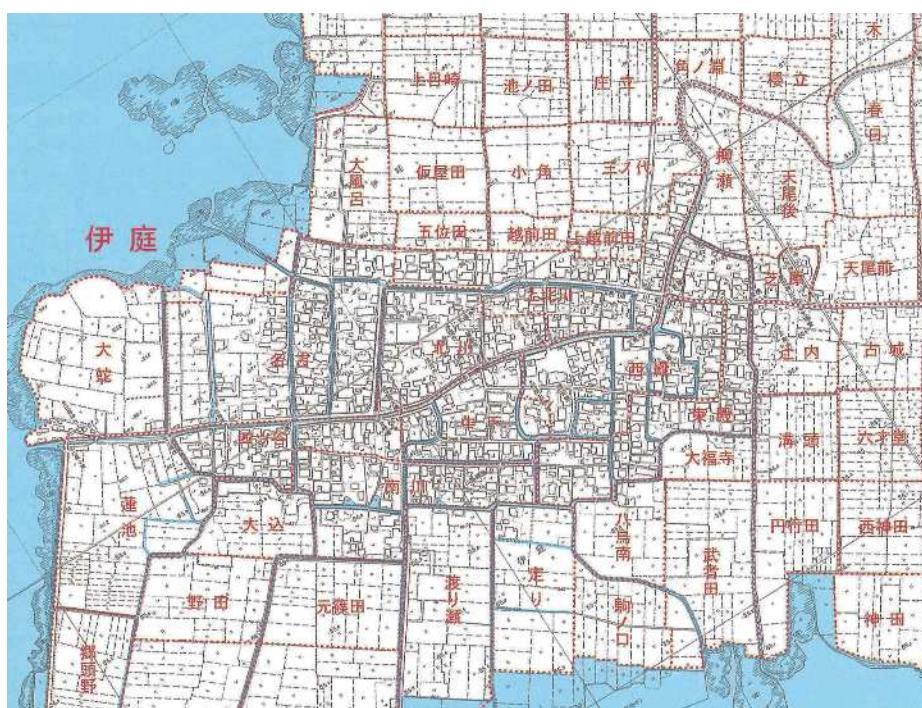
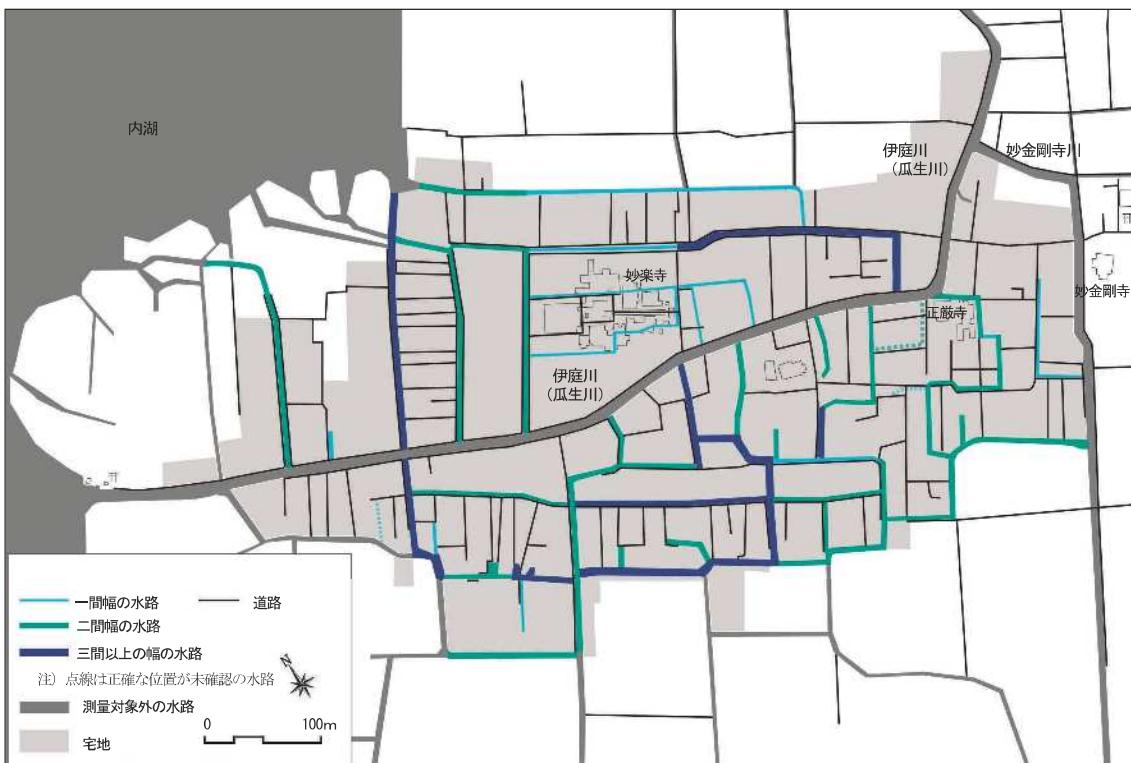


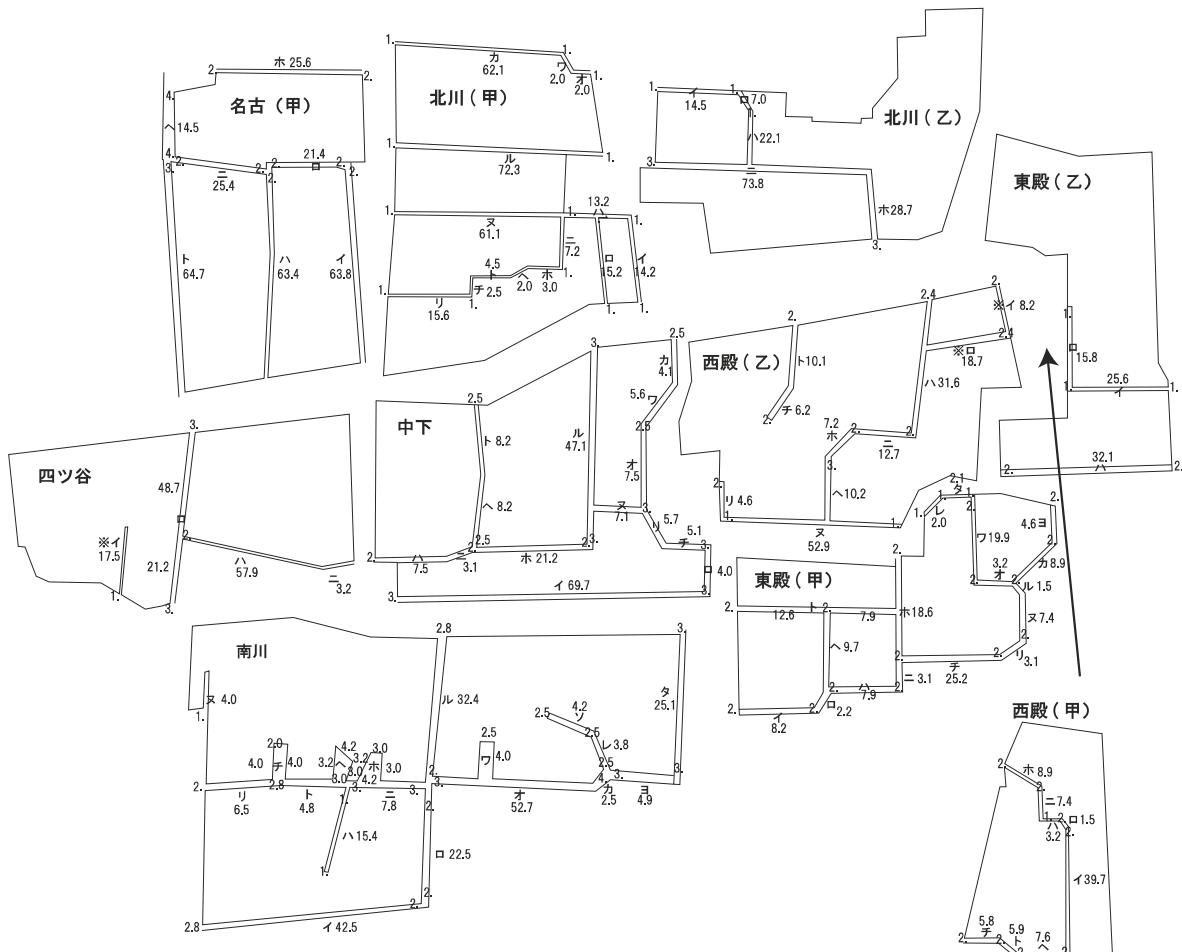
図21 大字伊庭の小字界と水路(『明治の古地図』より一部転載)

2) 水路の復元

過去の水路の復元にあたっては、上述した地籍図に加えて、滋賀県歴史文書「神崎郡伊庭村調書」の「用悪水路下付ニ関スル書類」(1922) に記録された小字ごとの全水路の長さと幅の測量図が手がかりになる。これは大正14年(1925)の官有溝渠の廃止による水路の払い下げ、田畠・宅地への地目変更の事前調査として行われた測量内容を記録した書類である。地籍図と合わせることで、詳細な水路の復元が可能となった(図22、23)。



大正期の伊庭村の水路網構造をみると、まずその骨格を構成しているのは、集落の中心を貫く伊庭川と16世紀後半に開削されたと伝えられる排水路である妙金剛寺川であり、これらが最も幅が広い水路であった。集落内に網状に広がる水路はその多くが幅2間(約3.6m)以上の幅を備えていた。すなわち、集落内のほとんどの水路において、田舟(長さ6m、幅1m程度)が余裕をもって行き交うことができた。聞き取りによれば、幅2間の水路においては両側に2艘の舟を係留した間を、舟が通行することができたという。集落外縁部では細街路が櫛の歯状に発達している様子が確認でき、南川沿いにはいくつかの舟入(舟着場)が確認できる。いずれも幅2.5~4.2間(約4.5~7.6m)のものである。この南川の舟着き場は漁師がエリを置くなどに使用し、昭和30年頃まで存在したが、現在は土砂で埋まっている。また、袋状の水路は田舟置き場として利用されたという。



注)「神崎郡第一区伊庭村」に確認できない水路は※で記した。

名古(甲)

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	116.1	2
ロ	38.9	2
ハ	115.4	2
ニ	46.2	2
ホ	64.8	2
ヘ	26.4	4
ト	117.8	3

四ツ谷

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	31.9	1
ロ	127.2	3
ハ	105.4	2
ニ	5.8	2

南川

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	77.4	2
ロ	41.0	2
ハ	28.0	1
ニ	14.2	3
ホ	-	-
ヘ	-	-
ト	8.7	2
チ	-	-
リ	11.8	2
ヌ	7.3	1
ル	58.3	2~2.8
オ	95.9	3
カ	4.6	4
ヨ	8.9	3
タ	45.7	3
レ	6.9	2.5
ゾ	7.6	2.5

北川(甲)

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	25.8	1
ロ	27.5	1
ハ	24.0	1
ニ	13.1	1
ホ	5.5	1
ヘ	3.6	1
ト	8.2	1
チ	4.6	1
リ	28.4	1
ヌ	111.2	1
ル	131.6	1
オ	3.6	1
ワ	3.6	1
カ	113.0	1

北川(乙)

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	26.4	1
ロ	27.5	1
ハ	40.2	1
ニ	134.3	3
ホ	52.2	3

中下

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	126.9	3
ロ	7.3	3
ハ	13.7	2
ニ	5.6	2
ホ	38.6	2
ヘ	14.9	2.5
ト	14.9	2.5
チ	9.3	3
リ	10.4	3
ヌ	12.9	3
ル	85.7	3
オ	13.7	2.5
ワ	10.2	2.5
カ	7.5	2.5

西殿(乙)

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	72.3	1
ロ	2.7	1
ハ	5.8	1
ニ	13.5	2
ホ	16.2	2
ヘ	13.8	2
ト	10.7	2
チ	10.6	2

西殿(甲)

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	14.9	2
ロ	4.0	2
ハ	14.4	2
ニ	5.6	2
ホ	33.9	2
ヘ	17.7	2
ト	33.5	2
チ	45.9	2
リ	5.6	2
ヌ	13.5	2
ル	2.7	2
オ	5.8	2
ワ	36.2	2
カ	16.2	2
ヨ	8.4	2
タ	3.8	1
レ	3.6	1

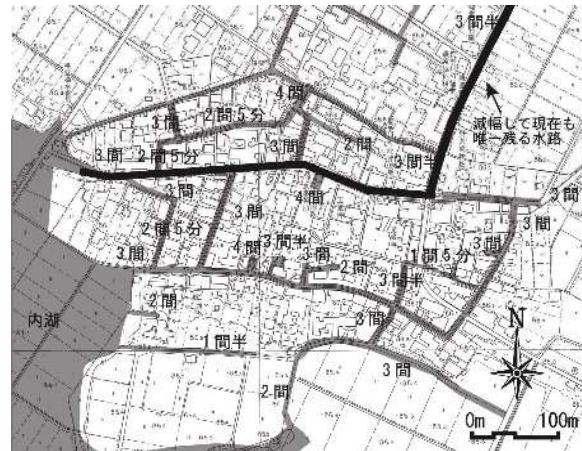
東殿(乙)

記号	長さ (m)	水路幅 (間)
イ	48.6	1
ロ	28.8	1
ハ	58.4	2

図23 用悪水路の記録(「用悪水路下付ニ関スル書類」所収図をトレスして作成)



図24 福堂村地券取調絵図にみる水路

図25 用悪水路記録(1922)にみる福堂の水路
(基図:昭和37年測量能登川町管内図)

また、福堂の水路についても「近江国神崎郡第弐区福堂村地券取調絵図」(1873)と大正期の「用悪水路の記録」(1922)から埋立前の状態を知ることができる(図24, 25)。福堂では伊庭と同様に集落内を川が貫き、水路が網目状に張り巡らされていた。一方、地券取調絵図からは、集落内に道(赤道)が確認できない。先行の民俗調査では、集落内に道はほとんどなく、あっても4尺(約1.2m)以下で私有地につけられており「ダシアイミチ」と呼んだという。福堂では水路に沿って道がつくられていなかったことが、集落内の水路が埋め立てられた原因の1つであると考えられる。

3)集落内の敷地-道-水路の構成

明治前期作成の地引帳とともに管轄庁に提出されたのが字限絵図であり、一村全図よりも詳細に土地の状況を示す。能登川博物館には耕地整理事業に伴い作成されたと考えられる「大字伊庭字限図」(小字別、全125枚、手書き彩色、滋賀県神崎郡能登川町役場旧蔵)が残されている。本図内には「昭和四年 開墾」の注記があり、地押調査を経て改製されたものであると考えられる。本図は字ごとに描かれているが、つなぎあわせて復元した(図12)。これをもとに屋敷敷地と水路、道の関係について考察する。

伊庭の水路網構造を評価する上で最も重要な点の1つが、かつての伊庭の集落では、ほとんどの宅地に面して水路が張り巡らされていたことである。「大字伊庭字限図」によれば、分筆前の「宅地」の数は452で、そのうち410の宅地が水路に直接もしくは道路を挟んで面していた。すなわち、9割を超える宅地が水路に面していたことになる。なお、水路に面していない宅地においても近接していた。

伊庭の農地は標高が低く、湿田が多かったため、農家は内湖の藻を田へ運ぶために秋の収穫時には必ず田舟を使用したというが、400 を超える宅地が水路と面するという特徴的な集落形態を有していた。

また、その敷地形状をみると、カワやホリに面する側が狭く、奥行きが深い、細長い形状となっていることが読み取れる。南北方向の水路に面する敷地は東西方向に長く、東西方向の水路に面する敷地は南北方向に長いのが一般的である。ほとんどの家では、水路に面して各屋敷に上る石段（カワト）が設けられていた。カワトについては、農家の場合は水路に出張って平行し、幅は狭く、漁家の場合は水路に直角で屋敷に入り込んだ幅の広い石段であるという傾向がみられたという（周防実／大正 13 年／1980.10.3）。

「伊庭村縮図」を基に、陸上の道と水路のネットワークに着目し、動線として考えられる経路を一部整理し図示した（図 27）。水路沿いの多くの家では、屋敷地の一方が道に接し、反対側のもう一方が水路に接するような構成をとっていた。現地調査と聞き取り調査を通じて明らかになったことは、陸上の道からの出入りが考慮されて家が建てられて玄関が設けられ、道と反対側の水路側に屋敷畠とカワトが設けられ田舟の発着場となっていたことである。すなわち歩行者の動線と、水路を利用する田舟の動線が異なっていた。伊庭の集落の宅地の多くがこのような敷地構成をもっていたことは、9割の宅地が水路と面していたことと密接な関係がある。

（2）水路・カワト・護岸の現況

1) カワト

かつて伊庭集落内の家のほとんどがカワやホリに面し、各家々はその水を利用するための石段を備えていた。この石段を含む水利用施設を「カワト」、石段を「ダンダン」と呼ぶ。カワトは、田舟の舟着場や、水汲み場、洗い場などに利用された。魚のイケスもその近くに作るなど日常生活に関わりの深い場所であった。

屋外で川に面しているものが「ソトカワト」といい、石段が川の中に突き出たものを「デガワト」という。デガワトの石段は川の流れの方向と同方向であることが多い。一方、敷地の中に石段があり川に突き出でていないものを「イリガワト」といい、これは川の流れに直角のものが多い。

カワトのうち、屋敷内にあるものを「ウチカワト」と呼ぶ。屋敷内の自噴（ジフン）井戸に水槽を設け、井戸からでた水を飲用にし、その下の段で洗い物をし、水路に落とすものがいくつか認められる。道沿いのものはデガワトが多く、屋敷内のものはイリガワトが多い傾向にある。

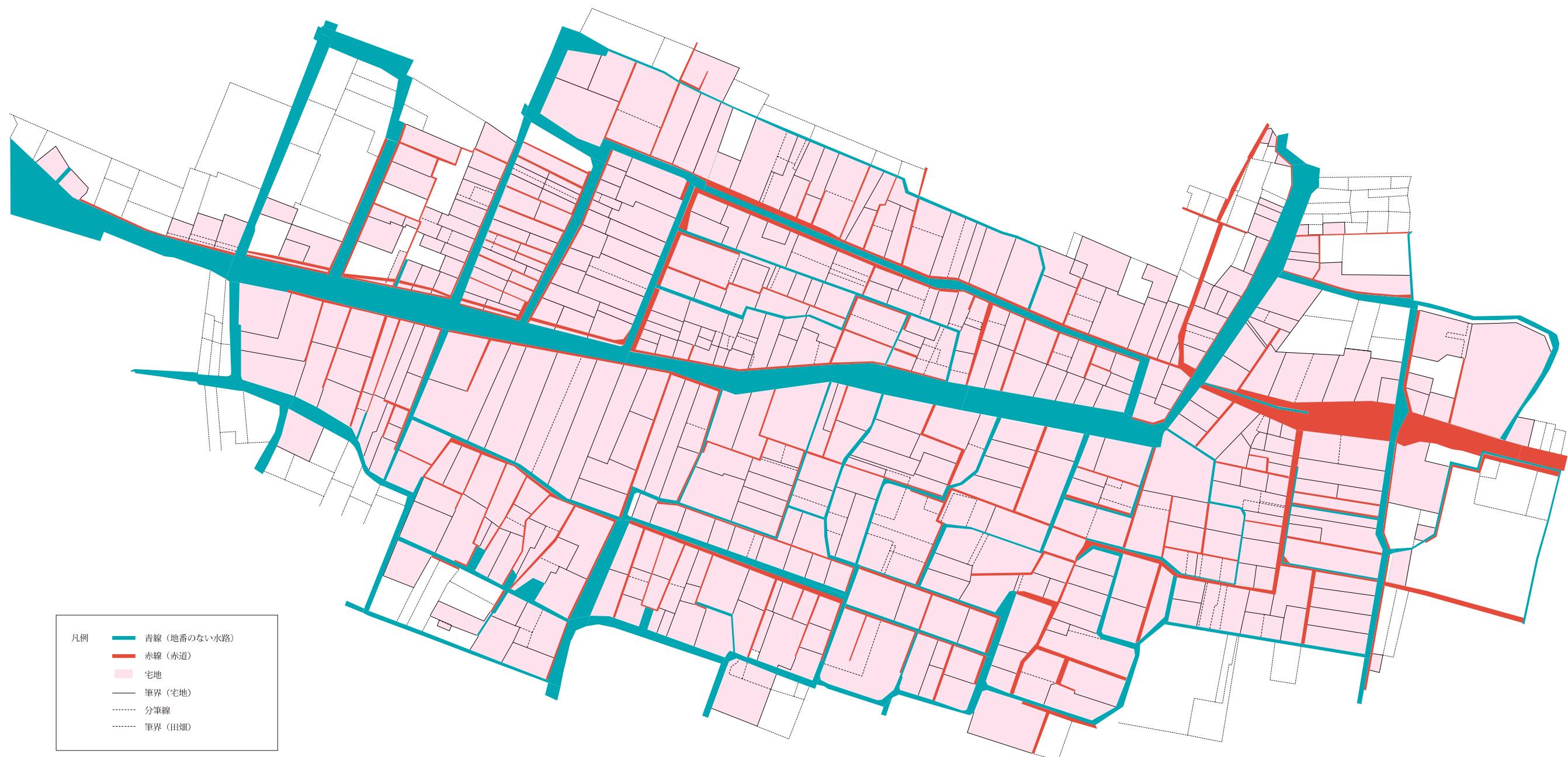


図 26 大字伊庭字限図

(小字別、全 125 枚、手書き彩色、滋賀県神崎郡能登川町役場 旧蔵)

平成 26 年 5 月の実地調査では、石積みのカワト 53、コンクリート製のカワト 61、金属製のカワト 50（計 164）を確認した（写真 31）。カワトは各家でつくるため、その目的や敷地にあわせて幅も段数も異なるなど、各家の特色が出ている。石積みのカワトは、伊庭川の左岸、妙金剛寺川、南川沿いと、小字西殿内の水路に数多く残されている。

2) 水路の石垣

伊庭には「石垣屋敷持ち」という言葉が伝わるとおり、伊庭集落の敷地内の石垣はその家の住人によって整備されてきた伊庭では石垣の下まで屋敷とみなす慣例があったという。伊庭川が一級河川となった後も同様であった。聞き取り調査では、「よその在所と違う。今まで官民境界の立ち会いの役人が来た時、伊庭だけはそれは認めますと。ふつうは川のところは河川敷や。ところが伊庭は石垣が屋敷持ち、っていってそのものが私有地とみなされる。ほやから「岸建ち」というて石垣ぎりぎりに建ってる家が結構ある」（村田恒治郎 /2010.12.9）という。「岸建ち」という言葉のとおり、水路の石垣の真上に建てられる建物も多くみられるなど、水郷らしい独特の景観が認められる。

現存する水路の石垣には、大きな石が整然と並んだ切込接や、丸みをおびた自然石を用いた野石積など様々な種類のものがある。1つのカワ沿いでも、家の敷地ごとに石の積み方が異なり、各家の特徴が出ている。水路の石が数多く残るのはカワトと同様、伊庭川の左岸、妙金剛寺川、南川沿いと、西殿内の水路、さらには東殿や謹節館西側の水路（中下）沿いであり、往時の景観を伝えている。

水路の石垣とカワトの施工は、地域の石屋が担っていたという。農家は水路工事（石垣の築造）にお金をかけないようにするために、石を拾ってくるなどして材料を浮かし、一方で商家はお金をかけて、石屋も気張って良い石を持ってくることが多かったという。

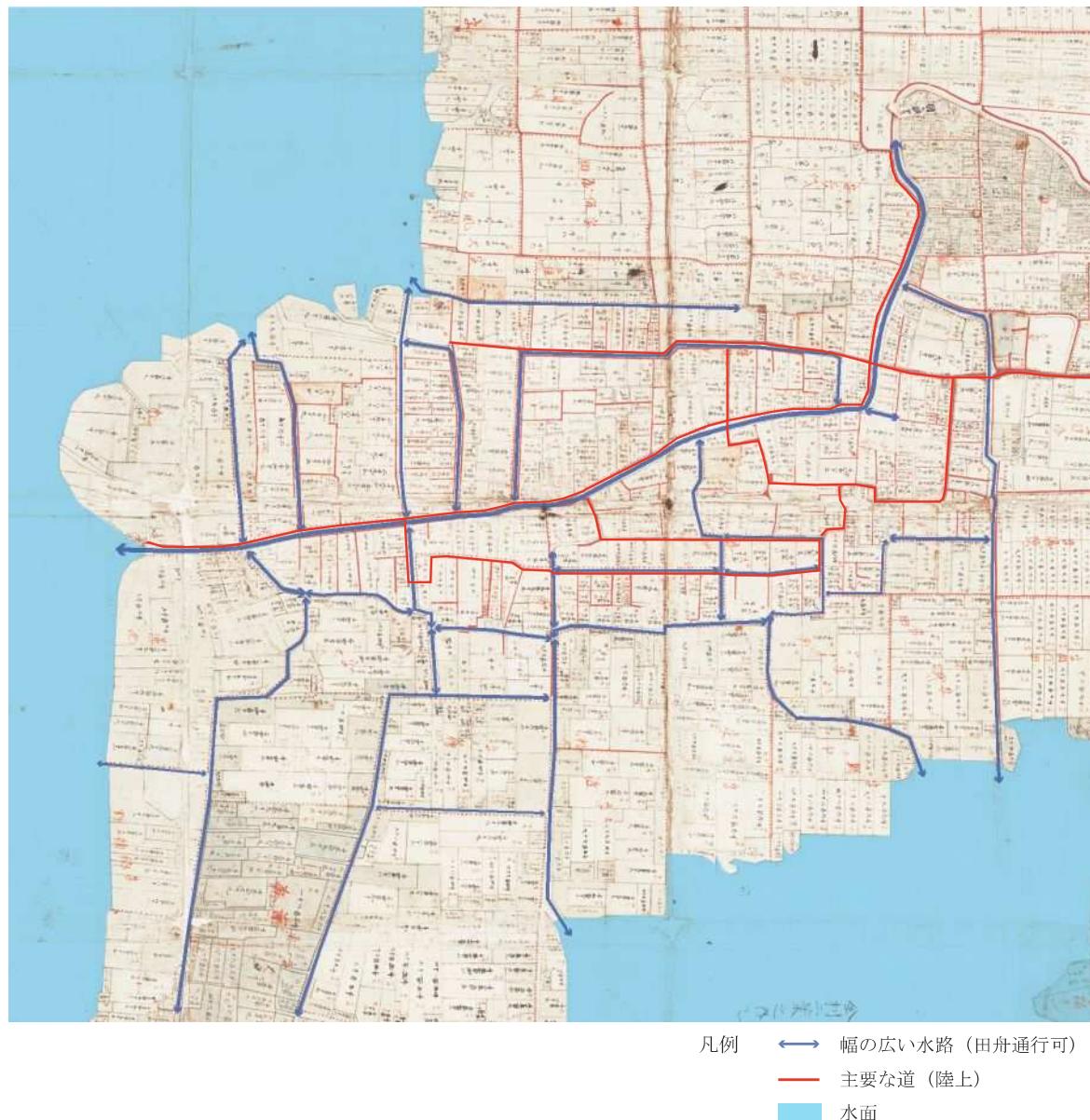


図27 伊庭の水路と道にみる主な交通路
(下図:「伊庭村縮図」能登川博物館所蔵)



写真31 水利用施設の現況(カワト、舟着場跡)



⑬ウチカワト(西殿)



⑭ウチカワト(南川)



⑮ウチカワト(西殿)



⑯水槽(南川)



⑰水槽(南川)



⑱水槽(西殿)



⑲水槽(上北川)



⑳水槽(中下)



㉑妙金剛寺川沿いのイケス(柳瀬)



㉒イケス(東殿)

写真31 水利用施設の現況(ウチカワト、水槽、イケス)



写真31 水利用施設の現況(石垣)



写真32 伊庭集落名古を上空から見る(昭和59(1984)年9月22日撮影、レツツの会、能登川博物館蔵)



写真33 土豊橋上流(中川眞澄氏撮影)

3) 橋

伊庭の水路には数多くの橋が架かる。伊庭川沿いには少なくとも 10 の橋を確認した。上流から順に挙げる。①土豊橋はもと石橋で、川の中に 2 本の橋柱が立ち、そこを継ぎ目として両側に切石を架けていた。寄附でつくられ、石の親柱には大正 9 年（1920）の銘がある。戦後にコンクリート橋として架け替えられた。②正巣寺橋は伊庭で最初のコンクリート橋といわれる。大正 10 年 9 月のものだが、香典返しでつくられたという。高橋となっており、渡るために数段上がった。一方で舟を引く人は橋の下を通った。③陣屋橋はコンクリート橋で、1930 年代に厄除けで架けられた。④平和橋は昭和 12 年（1937）に架けられたが、それ以前に橋はなく、道が切れていたという。⑤卯ノ時大橋は昭和 19 年に架けられたコンクリート橋である。⑥卯ノ時橋は明治 36 年生まれの同年が、昭和 18 年に寄付をして架けた石橋である。⑦三ツ橋は、3 方向に架かっていたため三ツ橋と呼ばれる。⑧五軒町橋、⑨金比羅橋、である。伊庭川沿い以外にも、土豊橋の西の⑩平和橋（大川沿いのものと同じ名称だが別の橋）、⑪守国橋、妙金剛寺川に架けられた⑫栄橋と、大正 9 年に架けられた現存する⑬渡所橋がある。栄橋はもと石橋で、戦後にコンクリート橋となった。

これら伊庭の多くの橋は、同年（同じ年のグループ）によって、厄年などの節目に寄付されて設けられるなど、住民自身の手で架橋された。なお、伊庭祭の一部、卯の時祭では、昭和 9 年まで舟渡御が行われており、舟の乗降場（伊庭川沿い中下の石灯籠の前）より下流は取り外しができる木橋であったという。また、伊庭川は水流が速かったため、「サキビキ」が必要で、橋は先引き人が橋の下を通行できるような構造となっていた。

3 伊庭集落における集落内水路の利用

(1) カワやホリの利用

明治 17 年（1884）に出版された『滋賀県神崎郡伊庭村誌』（大橋錦護編、浅井滋次郎）には、伊庭における水利用について次のように書かれる。

「其水（伊庭川）ヲ引キテ村中（伊庭村）縦横溝渠ヲ流シ朝日出前或ハ夜深更ニ至リ清浄ヲ俟テ飲料ノ水ヲ汲ミ使用ス」、「雨中ノ注意實ニ一方ナラズ故ニ近来處々井ヲ堀リ幠戸（戸や窓）ヲ綢繆スル（離れずにいる）ノ勞ヲ省ク」

すなわち、早朝や深夜にカワやホリの清澄な水を汲み飲用したこと、また、この当時、所々で井戸が掘られて使用され始めていたことがわかる。伊庭では、いずれの家からでも 1 軒おけば必ず水路に接するようにつくられ、カワトが設けられて水汲み場や洗い場として利用された。カワやホリの水は常に清水であるように管理され、飲み水にも用いられた。また、伊庭川には集落上流の蛇行箇所に窪地をつくって汚物を沈殿させるなどの工夫がみられ、田の用水が混入しないような排水系統の工夫もなされていた（『内湖と河川の漁法』）。なお、内湖干拓以前は、伊庭のホリは今より 30cm 以上深かったという。

伊庭集落の井戸は、地下 30 ~ 40m の深さから自然に出る湧水（自噴）が使われてきたが、カナケ（金氣）があるために飲料水としては使わず、フロなどに用い、洗面や炊事用にはカワの水を使用することが多かった。自噴（ジフン）は、伊庭のシモ（下流側）に多く、管を 30 間（約 55m）ほど地中に打ち込むと水が噴き出てきた。しかし浅いと赤カナケ、さらに深く入れると黒カナケとなり、流しは毎日洗って掃除しないとカナケで赤くなった。赤カナケは水を濾すと飲めるが、黒カナケは飲めない。水の筋があって、家によつては出ないこともあった（周防実 / 大正 13 年生 / 1980.10.3）。

滋賀県下では、昭和 30 年代に入って、各地で農薬や農業機械などの利用に伴う川水の汚染などがみられるようになってから、近代水道や簡易水道の導入が急激に進んだ。それでも、湧水に恵まれた能登川町においては上水道の敷設が遅く、伊庭では昭和 54 年（1979）に上水道の供用が開始された。昭和 50 年代以降は、洗剤の普及や上流部における新興住宅地の開発に伴う生活排水の増加により水質が悪化したが、平成 15 ~ 19 年にかけて下水道整備が行われ、合併浄化槽や下水道の普及などにより川の水質は改善されつつある。

なお、本章の以下の節は、過去及び現在の水利用に関する住民への聞き取り調査及びアンケート調査に基づいて記述する。



写真34 伊庭米軍撮影空中写真(1946年)



写真35 福堂(住民所有写真を中川真澄氏が撮影、年代不詳)



写真36 福堂の水路と田舟(昭和36年撮影航空写真、田舟を赤色で着色)

表14 伊庭における水利用(聞き取り調査 2011年1月実施)

回答者 /自宅 /生年	家業	カワ・ホリの利用							備考
		(1) 飲 用	(2) 炊 事 用	(3) 洗 顔 歯 磨 き	(4) 風 呂	(5) 洗 濯 す すぎ	(6) 魚 と り	(7) 田 舟 ・ 船 数	
O1氏 東殿 大正11	百姓 経営者		○		○	○	○	○ 1艘	(2)鍋やは洗った. (4)朝バケツで汲んで日なた水. (5)たらいでしてゆすぎに行った. 22年の秋に戦争から帰って来た時は(2)・(4)→×, (5)→○. (6)金毘羅さんの石垣にウナギがいた. (7)米を運んだ. 昭和40年頃までか.
M1氏 東北川 大正14	百姓 時々 出稼ぎ			△	○	○	○	○ 2艘	(4)日なた水. (5)水道ができるくらいまで. (6)近くの川で. (7)伊庭川沿いは農家が多く、川沿いの家はほとんど2艘もっていた. 30歳(昭和30年)頃か.
M2氏 名吉 大正14	百姓 勤め人	○	○		○	○	○	○ 1艘	家には井戸がなかった. ポンプで水がくるまで. (6)金毘羅さん、まがりと、すみのくち(戦前に飛び込み台があった)でとった. (7)家の前に泊めていた.
N1氏 名吉 大正14	百姓			○	○	○	○	○ 1艘	(2)向かいのおうちは茶碗をあらっていた. (3)したことはある. (4)燃料費の節約のため日なた水を使った. 終戦直後ぐらいまでか. (5)カフトですすいでた. だいぶ後までみなしてはった. 水道ができるまで. (6)近くの川. (7)まわりの家はみんな持っていた. 昭和35年頃まで使っていた.
O2氏 南川 昭和3	漁業	○	○	○	○	○	○	○ 2艘	(1),(2)27歳の時はまだ使っていた. 飲んだり米洗うのも川ばっかりやった. (4)昔の家の時(～昭和41年). (6)家の前でジャコやモロコを. (7)30歳ぐらい(S33)までは舟があった.
N2氏 東殿 昭和4	勤め人				△	△	○		(4)多少ある. (6)家の前で. (7)この辺ではなかった. 川原崎さん、ちょうちん屋(沖さん)さんぐらい. 周りの川には舟はあまりなかった. 山田さんの八幡通いの舟が通ってた.
O3氏 南川 昭和5	百姓 勤め人			△			○	○ 2艘	(4)川の水を汲んだことも覚えている. ほとんどは井戸 2歳のときに井戸を掘らはった. これまでもらい水をしてはった. (5)金気はひどかっただけど川ではすすがなかった. (6)前の川で魚釣りをした. (7)昔7坪ほどの舟置き場があった. ここらはみんな2艘ありました. 近所の百姓の家は2艘ありました.
M3氏 西北川 昭和5	百姓				○	○	○	○ 1艘	(5)ここ(横の川)の水は汚かった. 戦後には汚かった. 若い時は洗濯はできた. お寺の洗濯場. (6)村中そこらでやった. (7)戦後ちょっとはうちの横に泊めていた.
Y1氏 名古 昭和5	百姓				○	○	○	○ 1艘	(2)向かいの家とか井戸のない家は朝に米かしたり、顔を洗ったりしてはった. (4)川からバケツで入れてた. (5)みな川でしてはった. うちのは金気がきつい. 赤い金気. (6)小さいおりは手でモロコをつかんでいた. (7)各家にたいがい田舟があった. 舟があったのはS50頃まで川がなくなるちょっと前につぶした.
O4氏 四ツ谷 昭和6	百姓 勤め人			△	○	○	○	○ 1艘	(4)川の水も使った. (6)家の前の川、モロコがとれた. (7)この近辺では1艘が多かった. 向かいの福井さんは2艘持つてはった. 家によっては3艘持つてはったとこもあった. 田舟は自転車と同じくらい高価やった.
T1氏 東北川 昭和7	百姓			△	○	○	○	○ 1艘	(4)風呂は小学生くらいまで. 飲み水などの利用には井戸を使っていた. 風呂には川の水を汲んで温まった水を使う事もあった. (6)家の前の川、裏の川で. (7)25歳の頃まで使っていた.
M4氏 四ツ谷 昭和7	百姓				○	○	○	○ 2艘	(4)小さいとき. (6)家の近くでモロコが採れた. (7)たいがいの家はあつた. ほとんどの百姓は田舟おいとかはつた.
O5氏 名古 昭和8	百姓	△			○	○	○	○ 1艘	(1)早く起きてバケツに汲んどいて飲んだこともある. (4)井戸は金気が強かって川の水ばっかりつてた. S32に嫁いできて7,8年は風呂につけてた. (5)川ばっかり. (6)家の前の石垣の隙間にモロコが入っていて良くとれた. (7)まわりの家(ほとんど百姓)にはみなあつた. 2艘あつた家もちよいちよいあつた. 2艘あつた家は大風呂船着場に泊めていて家の前には1艘だけやつた.

回答者 /自宅 /生年	家業	カワ・ホリの利用							備考
		(1) 飲 用	(2) 炊 事 用	(3) 洗 顔 歯 磨 き	(4) 風 呂	(5) 洗 濯 す すぎ	(6) 魚 と り	(7) 田 舟 ・ 船 数	
M5氏 西北川 昭和12	百姓				△	○	○	○ 1艘	(4)井戸の水が足りなくなると日なた水を使った。そこまではしていない。 (5)洗濯機のすすぎは川でやっていた。上水道が来るまではやっていたと思う。白いシャツが卵色になる。 (6)村中の川でモロコをとった。 (7)能登川高校のところまで15歳(S27)の時は引いて行った。近所の家も持っていた。
N3氏 西殿 昭和12	商業(酒 屋)		△	○		○	○		(2)してはったかもわからん。 (3)暗渠にしほるまで顔も洗ってた。 (6)家の前でとった。 (7)昔、隣が漁師で舟が(裏の川)入ってた聞いているが、実際に見ていない。まわりの家(商家が多い)は持っていないかった。
N4氏 中下 昭和13	百姓 勤め人		△	△	○	○	○	○ 1艘	(2)(3)井戸から水をもらっていた。先洗い程度に使った。 (6)近くの川で。
K1氏 東殿 昭和13	製造業 (織物)					○	○		(5)一回目の洗剤を落とすのだけ。 (6)家の前で。
K2氏 西殿 昭和14	百姓				○	○	○	○ 2艘	(4)井戸でまかなえなかつた時、ポンプで井戸から水道で引つ張ったS30頃まで。 イケスは何軒かあつた。 (6)家の近くで。 (7)20歳(S35)頃まで使っていた。
K3氏 東殿 昭和15	勤め人 実家は 百姓	○	○	○	○	○	○	○ 1艘	(1)(2)小学校いくときは井戸があった。 2,3歳のときに井戸を掘らはつた(S17頃)。 (6)水路 井川(ユガワ)→田んぼへの導水路で。 (7)たいがいの家があつた。じゅる田は田舟で田植えした。
Y2氏 東北川 昭和17	百姓 飛脚業 漁業			○	○	○	○	○ 1艘	(3)小さい時はほうやつた。 (4)夕方になつたら入れた。 (5)S50ぐらいまでもつたといつてのがあるから川でやっていた。 (6)大雨降つたら家の前でウナギが採れた。 (7)大きい舟は金毘羅さんに。八幡通いの舟はエンジンが着いていた。 中学ぐらいまで(S30までぐらい)八幡瓦を金毘羅さんで降ろしてそつから田舟で運んだ。川がまつすぐになるS53ぐらいまでジャガイモとか野菜を畑から運んでいた。
T2氏 四ツ谷 昭和19	百姓					○	○	○ 1艘	(1)～(5)井戸を使っていた。 昔は鍋とかの洗いものをしてやつた。 (6)家の近くで。 (7)田舟15, 16歳ぐらい。 百姓しかけたころにはリアカーやつた。 (舟は)どこの家でも持つてはつた。 (田に)舟で行かな行けなかつた。
T3氏 東北川 昭和19	百姓					○	○		(5)伊庭川までいっていた。 (6)伊庭川で。 (7)ここらはほういう家(田舟を持つてゐる家)がなかつた。
U氏 西殿 昭和19	大工	○		○	○	○			(2)茶碗洗いは当たり前やつた。 (4)よく汲んでいた。バケツに入れて日なた水。 (2)(4)とも小学校ぐらいまで(S30まで)ぐらい。 (6)モロコやアユやらようさんおつた。 (7)田んぼする人は持つてはつた。 商売人の多い西殿にはあまりなかつた。
T4氏 西北川 昭和22	百姓 勤め人				△		○	○ 2艘	飲み水などの利用には井戸を使っていた。 (4)風呂に川から水を取つてた覚えはある。 (6)家の前の川で。 (7)以前は小屋のあるところまで舟が来ていて裏の川で舟を泊めたと聞いている。 知つてゐるのは北川筋に泊めていたところ。大風呂というとこに共同の船着き場があつた。 小学校時分に舟を引いて上がつたのを覚えている。 使用していたのはそのぐらいまで。

聞き取り調査では、飲用、炊事、洗顔・歯磨き、風呂、洗濯（すすぎ）、雑用（泥落し、汚れ落とし）などの生活用水としての利用経験があったことを確認した（表14）。また、別途アンケート調査（実施日平成23年1月、回収85部（配布数305部））では、過去のカワやホリを利用した経験を訊ねた。回収した85部の結果は表15のとおりである。

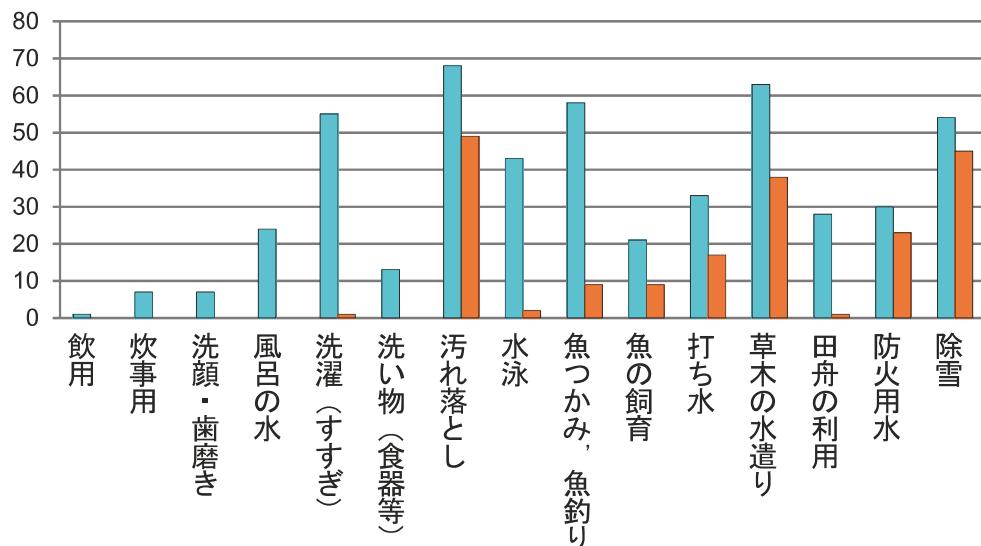


表15 カワやホリの利用経験(青:過去、橙:現在)

(住民アンケート調査:調査期間:2011.1.20-2.5、回収85部(305部配布)による) 経験人数(括弧内は現在):飲用1(0)、炊事用7(0)、洗顔・歯磨き7(0)、風呂の水24(0)、洗濯(すすぎ)55(1)、洗い物(食器等)13(0)、汚れ落とし68(49)、水泳43(2)、魚つかみ・魚釣り58(9)、魚の飼育21(9)、打ち水33(17)、草木の水遣り63(38)、田舟の利用28(1)、防火用水30(23)、除雪54(45)。

(2)生活利用

1)飲用、炊事

川の水の飲用について、聞き取り対象者31人のうち4人から、戦前に飲用していたことを確認した。多くの家には井戸があり、直接口に入るものは井戸からの水を利用していたが、井戸のない家では水路の水を飲用、炊事用、洗顔等の日常生活に利用していた。聞き取り調査では、川の水の飲用について、戦前には「早く起きてバケツに汲んどいて飲んだこともある。」(T.O/昭和8年生/2011.1.22)、昭和30年頃も「27歳の時はまだつこてた。飲んだり米洗うのも川ばっかりやった。」(E.O/大正12年生/2011.1.23)との実際の体験を聞いた。

川の水を用いた炊事については、「もちろん水道もなんにもなくて、井戸をどこの家でもものすごく深くまで掘ってたんですけど、伊庭は非常に金気が多て私の母なんかは金気の多い水で洗うとゴマが黒おなるって、夜中起きして川の水のきれいな間に汲んどいてそれで炊事したりしてましたんで」(F.M/大正10年生/2010.12.9)との経験をきいた。

それらも昭和 30 年（1955）頃から田畠で化学肥料が使われるようになり、水質が悪化しはじめてからは川の水は利用されなくなつていったという（G.Y/2010.12.17）。

一方で、現在も残る、水槽が設けられて水の使い分けの様を表すカワトや、「ウチカワト」は現在も使われているものが認められ、かつての生活の様子を伝えている。また、カワやホリに杭を打って囲み、コイやフナをためておくイケスが、かつて非常に多く存在した。客人が来たときにアライにして食べたり、鮒ずしを作ったという。イケスは現在もいくつかみることができる。

2)入浴

風呂に川の水を利用した経験がある人は、聞き取り調査では 31 人中 19 人を確認した。深夜から早朝にかけての水がきれいなうちに水をバケツに汲んで風呂に入れた。これは「日なた水」と呼ばれ、昼に日光で温まったため、燃料費の節約にもなつたという。聞き取りでも「（風呂の水は）川ばっかり。昭和 32 年に嫁いできて 7、8 年は風呂につこうてた。井戸の水があまりなかった」（T.O/ 2011.1.22）ときく。昭和 30 年代にポンプが普及し、井戸から水道を引くようになって（I.K/2010.12.17）風呂のための利用がなくなつていった。

3)洗濯

洗濯物のすすぎに川の水が使われたのは、少なくとも昭和 50 年頃まではあった。聞き取り対象者 31 人中 25 人が、伊庭の井戸は金気が強く、衣類が黄色に変色するためだと答えた。戦前は、「みな川でしてはった」という（K.Y/ 昭和 5 年生 /2011.1.23）。昭和 50 年代前半でも、「カワトですすいでた。だいぶ後までみなしてはった。水道ができるまで（使っていた）」（T.N/2011.1.23）という。昭和 54 年に上水道が普及すると使用されなくなった。上水道普及以前は、汚れものはたらいで洗い、残った水は畑に掘った穴に捨てるなど、用水を汚さない配慮がなされていた。

（3）流通・往来

1)農業における田舟の利用

多くの田舟の所有者は農家と漁師で「舟ばかり利用していた。稻を持て帰ってきて、もみや藁やら何でも舟便ばかりだった」（M.M/2010.12.10）、「脱穀機積んで田に行った」（Y.Y/2011.1.23）という。家から農具や下肥を積み込み耕地に行き、収穫された稻などを持ち帰るなど、湿田の多い伊庭の農作業において田舟は不可欠であった。また、舟を用いて内湖や川で採取した藻は、冬場に畑等で乾燥させ、田の肥料とした。田舟は各家のカワトに泊めた。内湖などに出やすい場所には複数の舟が係留できる舟着き場もあった。

聞き取りでは、農業・漁業を営む 23 軒中 21 軒（漁業は 2 軒中 2 軒）が田舟を所有していたことを確認した。2 艘以上所有する家もあり、商家の多くは所有していなかった（8 軒中 1 軒のみ）。「まわりの家は（田舟を）みんな持つてはった。昔は田舟からも洗い物

をしてはった。使ってたのは昭和35年頃までとちやうかな。あったのは長いことあった」(T.N/大正14年生/2011.1.23) というように、伊庭で田舟を利用したのは昭和30年代初め頃まであった。ただし、伊庭川の上流に位置するY氏宅では、伊庭川が改修される（昭和53年頃）まで畠から野菜などを田舟で運んでいた (K.Y/2010.12.22)。

昭和30年代以降は、耕運機や軽トラックが普及して陸上交通が発達した。耕運機が導入されると、田舟で運ぶのが難しくなった。聞き取りでは、「テーラーになり軽トラになってくる時代になった。田んぼに来るのでも昭和35、6年頃、Yさんが初めてミゼット（自動三輪車）ってのに乗らはって、通らはらなあかんから、うわばせ（自分の田を少し引いて）してバラス持ってきて農道作った」(M.M/2010.12.10) という。

次第に田舟は自動車に代わり、昭和30年代から多くの私的な橋が設けられるようになった。かつては水路にカワトが設けられ、舟が係留されていたが、自動車利用が増えてからは、水路を橋で渡して駐車場が設けられるようになった。また、田舟が農業のために使用されなくなったものの、しばらくはカワトのところに停泊した状態が続き、遊びや魚釣りなどで利用されていた。

2)漁業における田舟の利用

内湖の干拓以前、伊庭には専業の漁師が約10軒あり、副業で約30軒が漁業を営んでいた。しかし、内湖の干拓に伴い漁業権が買い上げられ、漁業は大きく衰えた。聞き取り調査（平成24年5月14日）では、集落内に設けられた舟入は主に漁師が使用し、鮎などの漁具を干す様子がみられたという。伊庭川の流れに沿って、カミ・シモと区分されるが、シモの方（特に名古や四ツ谷）に漁業者が多く、カワにイケスのある舟を泊めたり、家の前にサシ網が干されていた（『内湖と河川の漁法』）。

3)荷物の運搬とサキビキ

伊庭をはじめ大中の湖の湖岸集落では、水運業として近江八幡へ通う仕事が営まれており、「八幡通い」と呼ばれた。伊庭集落北西側の名古には、江戸時代に浜大津へ米を運ぶ商売を営んでいた船庄が利用していたと伝えられる舟着場跡が残る。

聞き取りでは、荷物の輸送のための利用については、乙女浜から田舟で伊庭の米屋に買い出しにきていた(T.K/2010.12.9)、田舟で伊崎寺の祭を行った(M.M/2010.12.10)という。また、田舟より一回り大きな舟で近江八幡までの飛脚業を営んでいた商家も存在したが、荷物を金毘羅神社のあたりで降ろし、そこからは田舟で運んだとされる (K.Y/2011.1.23)。

田舟は竿で進むが、流れの速い伊庭川では田舟の舳先に取り付けた縄を、人が上流に向かって引く「サキビキ」が必須であった。舟を上流に引き上げるのに、綱で引っ張る人間と、舟上から竿で方向を調整する人間の2人を要した。また、水路に沿って道が必要であった。

聞き取りでは、「昔の舟は何も動力がつんだるわけやなし、（伊庭川を）人力で上る時な



写真37 田舟でおでかけ



写真38 田舟から自動車へ(名古川の一本西の埋められた水路) (中川真澄氏撮影)

んかは綱つけて引っ張ったり、竹ざおで帆先を押したりして…橋の下に道があった。人が通れなんなら綱持って川の下を行ったり舟を押したりできんなんだ。それが非常に印象に残っています。」（村田文子／大正10年生/2010.12.9）という。伊庭川を通行するため、かつての川には橋が少なく、大きな橋に関しては橋の下に1尺程の通路が設けられ、ロープを結びつけた竿を潜らせるために橋が道路よりもやや高く架けられていた。

（4）灌漑利用

圃場整備以前の伊庭川及び伊庭集落内の水路は、集落南側の田畠に導水するための農業用水路として重要な役割を担っていた。集落上流部の耕地では伊庭川上流部に設けられた井堰により取水され、「ユガワ（井川）」と呼ばれる田への用水路によって灌漑が行われていた。これらの井川は集落内の水路と比べると幅は狭く、舟の利用は不可能であった。

集落より下流部の耕地では、伊庭川から分流する各水路の下流に「カットリ」と呼ばれる幅150cm程度の堰が設けられて、田に引水した。カットリは、幅2寸、高さ4寸くらいの板を重ねて入れて水を止めるものである。「メント」と呼ばれる堰板を上げ下げして、水位を調整した。

このカットリを行うのがユガカリ（湯係り）であった。ユガカリはユの入口の堰での水の調整に関する協議と水路全体の維持管理を行った。もとは、ユガカリは6人で、昭和初年頃までは希望者を募り、請け負わせていた。分流には松杭やムシロを用いていたが、昭和初年にコンクリート造となり、井堰の部分に堰板を入れて水の調整をするようになった。上下2枚の堰板は共有山から松材を切り出してつくった。これによりユガカリを請負ではなく選挙で選ぶようになった（『内湖と河川の漁法』）。現在は水利係と呼ばれている。また、カットリ（堰）の位置については聞き取りと航空写真（1946年、米軍撮影）をもとに図28に示した。

圃場整備前の具体的な灌漑の手順を、聞き取り調査により明らかにした。聞き取りによると、集落南の水田に水を送るためには、妙金剛寺川から分流し西に流れる水路が最も重要であったという。妙金剛寺川は本流である伊庭川よりも底が深くなっていたとされる。この下流にはカットリ（堰）が設けられていた。灌漑時にこの堰を閉じると妙金剛寺川の水位が上昇し、それまで集落内を東向きに妙金剛寺川に流れ込んでいた水は逆向き（西向き）に流れ、集落南側の田へと水を送った。同様に他の水路と内湖（現須田川）との境の堰を閉じることで水路の水位を上昇させ、すべての田を潤した。この堰の調整は、農事組合（現農業組合）の組合長のもと水利係が行った。また、田に導水された水は下流の田に導水するなど2次、3次と高次に利用されていた（G.Y/2010.12.17）。この水路に水を送る水路がユガワ（井川）と呼ばれ、年に一度農家総出での掃除が行われた。

導水の方法は場所により異なった。内湖周辺の田は水路との高低差が大きく、ジャグルマ（蛇車）を用いて揚水した。一方、上流部では水路からの自然流下で導水した。特に内

湖周辺では導水が難しく、野井戸が用いられる事が多かったが、昭和30年（1955）前頃からはポンプにより揚水できるようになったという。さらに昭和55年から実施された圃場整備によって用排水分離が行われ、農業用水は伊庭内湖からポンプによって供給されるようになった。

圃場整備前は、福堂、乙女浜においても溝渠を堰上げて灌漑を行っており、縦横に張り巡らされた溝渠が灌漑上重要な役割を担っていた。

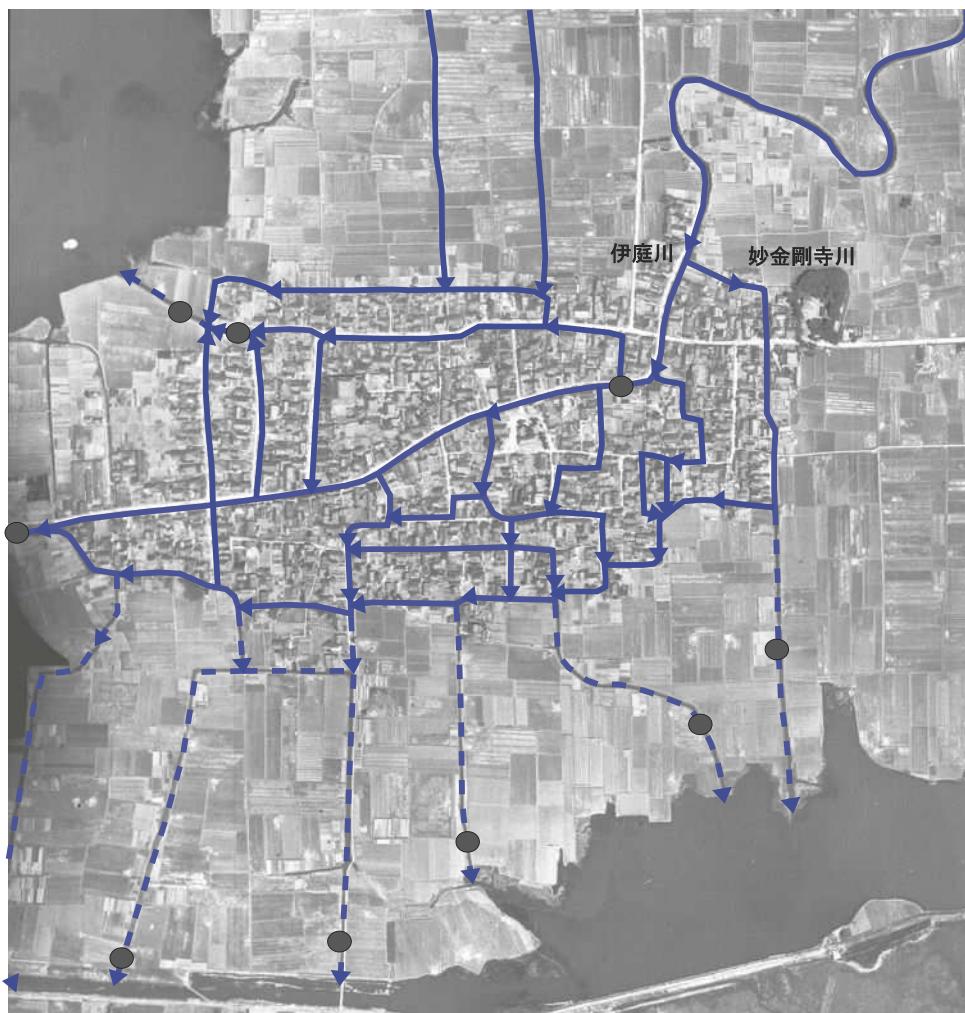


図28 灌漑期の用水の流れ(昭和21年撮影の航空写真に筆者加筆)

凡例 ●:堰(カットリ)

(5) 排水

水利環境に恵まれる一方で、水量の豊富な伊庭川は大雨時には洪水のリスクも抱えていた。聞き取りでも、かつては伊庭川に繋いでいた田舟が大雨になると（水位が上昇して）道ぐらいまで上がることもあったといい（T.T /2011.1.23）、治水面で課題を抱えていた様子がうかがえた。現在の伊庭集落の標高は、86.0～86.8mほどで、琵琶標準水位（84.371m）より2mほど高く、周囲の水田に比べても1mほど高い。

洪水の被害を軽減するため、伊庭川はじめ伊庭の水路網には随所に工夫がみられた。ま

ず、集落の上流部にはマガリトと呼ばれる伊庭川が蛇行する区間が存在した。かつての伊庭川の自然の流路を活用したものと考えられるが、この区間は石垣により河道が固定され、大雨時にはマガリトの周囲の農地で浸水する事が多かったという。伊庭川は伊庭の集落内に入るとすぐに妙金剛寺川に分流する。妙金剛寺川は、伊庭の集落を洪水から守るために排水路として徳永寿昌(1549～1612)により開削されたと伝わる。その他の水路も、洪水時の排水路としても機能したものと考えられる。すなわち、伊庭の水路網は、全体としては排水のほか、田畠への導水、交通路としての機能など、多面的な役割を担っており、また、それを可能にする構造を有していたといえる。

4 伊庭集落における集落内水路の変化

伊庭の水路網は明治以降の埋立・減幅等により変化している。ただし、生活・生業の変化に応じるように時代の流れとともに変化してきた。伊庭における水路の変化について、文献資料と写真資料、聞き取り調査によって整理し、図示した(図29)。

(1) 戦前の変化(～1945年)

伊庭では、大正14(1925)年の官有溝渠の廃止によって多くの水路が払い下げられ、田畠や宅地へと変更されたことが滋賀県歴史的文書「溝渠廃止」(滋賀県土木課、『起工規則処分』、1927)から確認できる。大正14年6月7日に神崎郡伊庭村長・村田信太郎から滋賀県土木課長に対して出された公用溝渠廃止申請に関する書類には、「官有溝渠敷面積 参拾九坪 此延長 拾参間 合計 参千百五坪四勺 二除 千五百五十二坪五勺」の面積の溝渠が、「今般其ノ必要ヲ認メサルニ廃棄致シ候条村會決議ヲ經」、「前記官有溝渠ハ其ノ要ヲナサラリシニ付田畠ニ変更致度理由ナリ」とあり、溝渠が不要となったため、田畠に変更することを村会決議を経て廃止申請に至っている。その面積は村全体で約5,123m²に及んだ。

このとき廃止された溝渠の多くは袋状の水路であった(図29の水路番号1-1, 2, 7, 9～14, 19など)。水路番号1-3, 4, 5, 6の水路は寺を取り囲むように張り巡らされた堀であるが、これらの水路はこの時期から次第に水が流れなくなり現在は涸渇し、一部埋まっている。払下げられた後は宅地や農地として利用された。

戦前までには、水路網の支線や端部の細網部分の消失が進んだものの、水路網の骨格を構成する主要な水路の多くは保持された。この時期の消失が目立った袋状の水路は、排水上も重要でなく、舟の停泊など私的で限定的な利用がされるにすぎなかつたため、その利用上の重要性が大きくなかったものと考えられる。

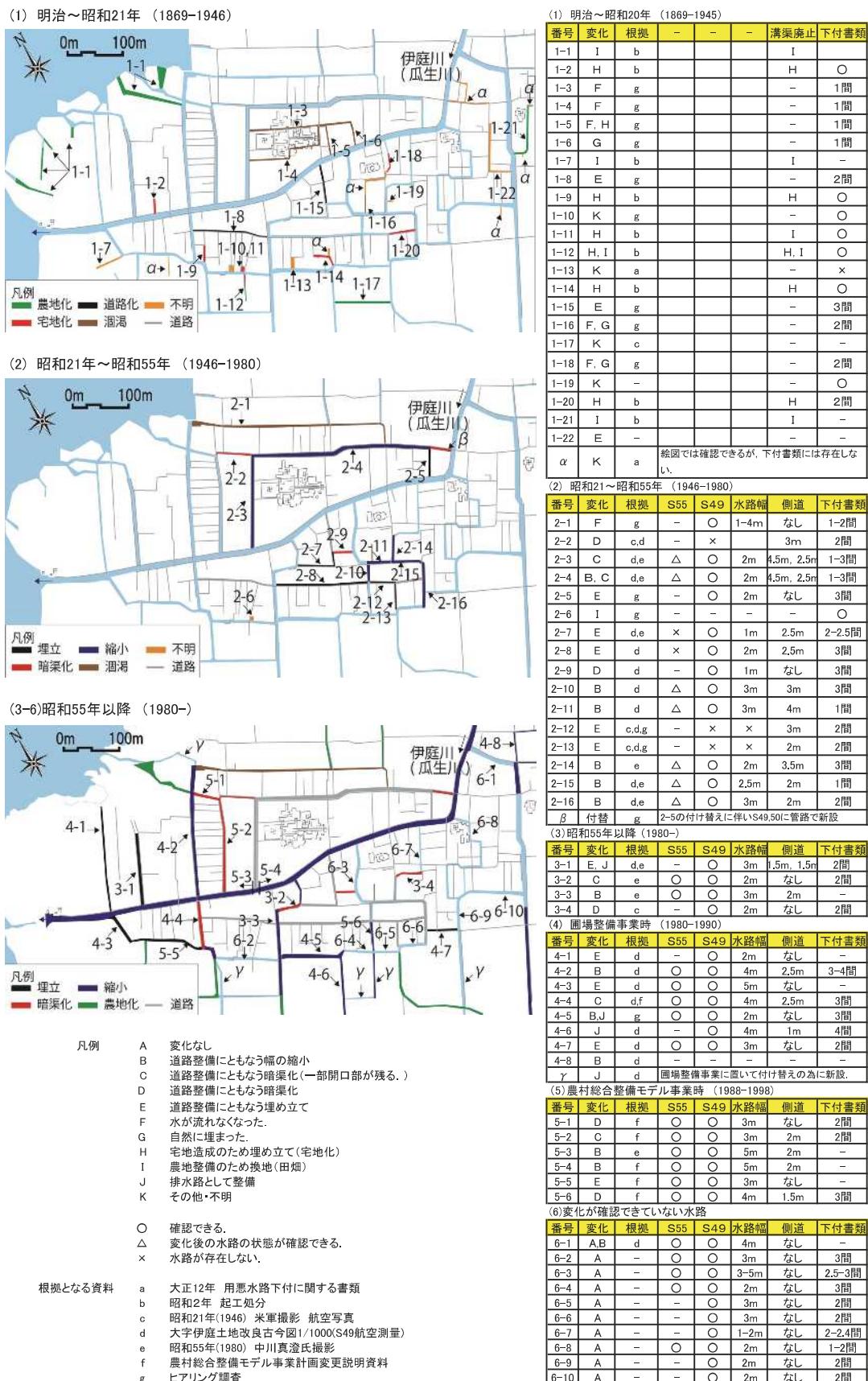


図29 伊庭における水路の変容(「水郷集落における文化的景観の持続性」より転載)



写真39 正巌寺橋上流(山本正和氏撮影、1980年頃、琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査資料)



写真40 伊庭川(1986年7月、レツツの会撮影、能登川博物館所蔵)



写真41 陣屋橋上流(八木泰幸氏撮影、1980年6月、琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査資料)



写真42 魚定のイケス(山本正和氏撮影、1980年頃、琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査資料)



写真43 名古川の一本東(近藤雅樹氏撮影、1980年頃、琵琶湖総合開発地域民俗文化財特別調査資料)



写真44 名古川(中川真澄氏撮影、1980年9月)



写真45 正厳寺橋と伊庭川（農業集落道整備前、福嶋崇雄氏撮影）



写真46 伊庭川の道路拡幅工事（福嶋崇雄氏撮影、1989年4月）

(2) 圃場整備以前の変化(1946～1980年)

戦後、昭和49年（1974）まで道路拡幅に伴う水路幅の狭小化が進められたが、完全に埋め立てられたものは南川、中下、東殿あたりで散見されるものの多くはなかった。この間に完全に埋め立てられたものは確認できる限り水路番号2-7, 8, 12, 13（図29）の水路のみである。

昭和30年代から自動車の普及により田舟が利用されなくなっていたため、舟運の目的で幅の広い水路を残しておく必要性は小さくなっていたが、集落の外縁を流れる水路などは依然として農業用水の導水路として、また伊庭川からの排水路として重要な役割を担っていた。そのため道路幅員の拡幅を行う場合も、水路の導水機能は確保しておく必要があった。伊庭川北側の水路（図29の水路番号2-2, 3, 4）は道路整備に伴い暗渠化、幅の縮小が進められたが、伊庭川南方の田畠に向かう水路については導水機能が残された。逆に言えば、完全に埋められた水路は導水や排水上、不可欠な役割を果たしているとはいえない水路であった。すなわち、導水機能を確保しながらも水路網の構成上重要性の高くない水路については幅の縮小や暗渠化が進んだが、昭和50年代半ばまで、幹線となる水路の消失はみられなかった。

圃場整備のために昭和49年に測量され作成された1000分の1の地図である「昭和55年起工 大字伊庭土地改良古今図」（山路家所蔵）からは、当時の伊庭の水路形状の詳細と土地利用を知ることができる。地籍図や用悪水路記録などの資料とともに、当時の水路環境を復元した（図32）。この時点では明治・大正期の水路の多くが残されていた。

(3) 圃場整備及び農村総合整備モデル事業による変化(1980年～)

滋賀県営圃場整備事業（1980～88年）は、区画整理や用排水路等の整備による大規模で効率的な営農を目的として実施されたものであるが、この事業によって管路による農業用水が整備され、集落の周辺（集落内を除く）の水路は大きく変化することとなった。特に、圃場整備事業の関連事業として、伊庭川の付け替えが実施され、新たな排水路として新瓜生川が開かれたことが水環境の変化の契機となった。伊庭川の水は水門により取水することとなり、その水量もコントロールできるようになったことにより、旧能登川町では昭和58年（1983）着工の農村総合モデル事業によって集落内の道や水路などの基盤整備が実施された。

伊庭では農村総合モデル事業によって、集落内道路の整備が進められ、これに伴い多くの水路の縮小、暗渠化、埋め立てが進んだ。この事業の対象として、伊庭全体で1,193m（A: 571m、B: 212m、C: 268m、D: 142m）の道路が整備された（図30, 31）。同事業の説明文書には、その理由として、例えば「有効幅員3.5mを確保することにより、農業機械、農作業運搬車のスムーズな通行を図りたい」と、農業の便を図ることが記されている（「農村総合整備モデル事業計画変更説明資料」（能登川町、1999）。例えば集落道16号の整備

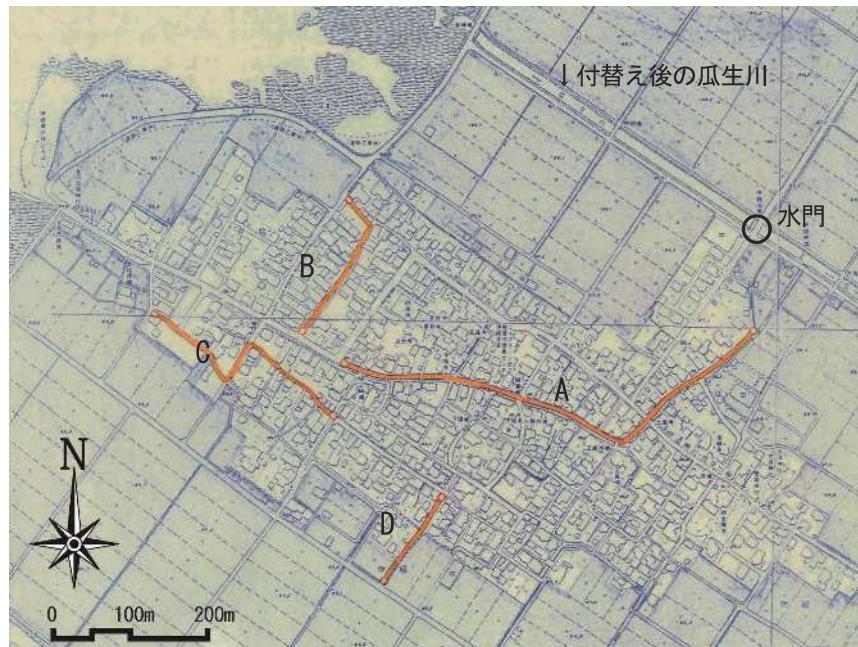


図30 農村総合整備モデル事業の対象路線
「平成11年度第2回計画変更 農村モデル事業計画変更説明資料」能登川地区付属図に筆者加筆

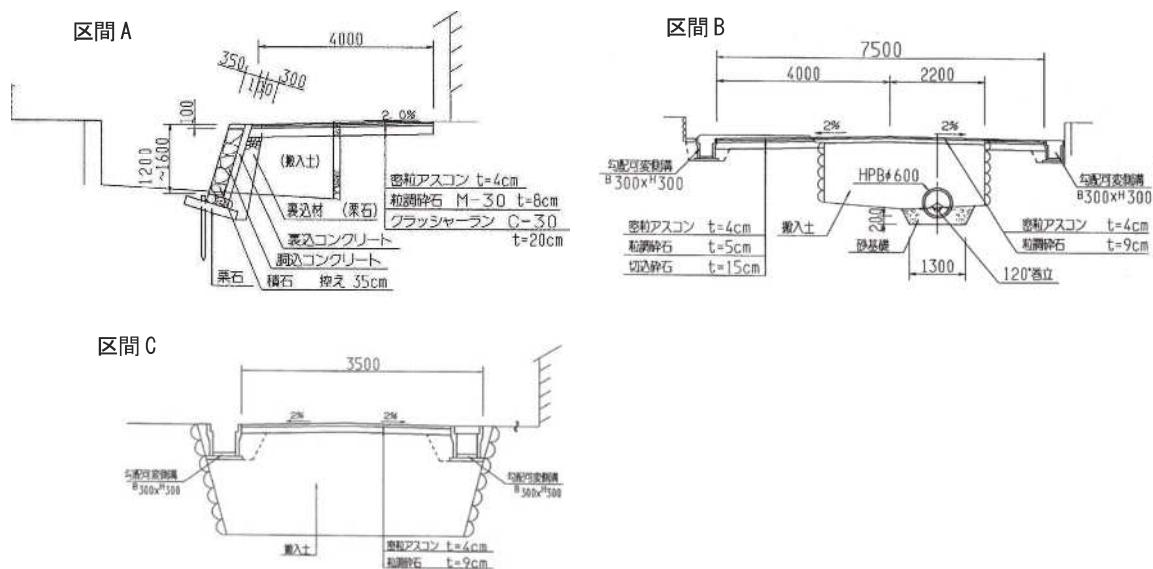
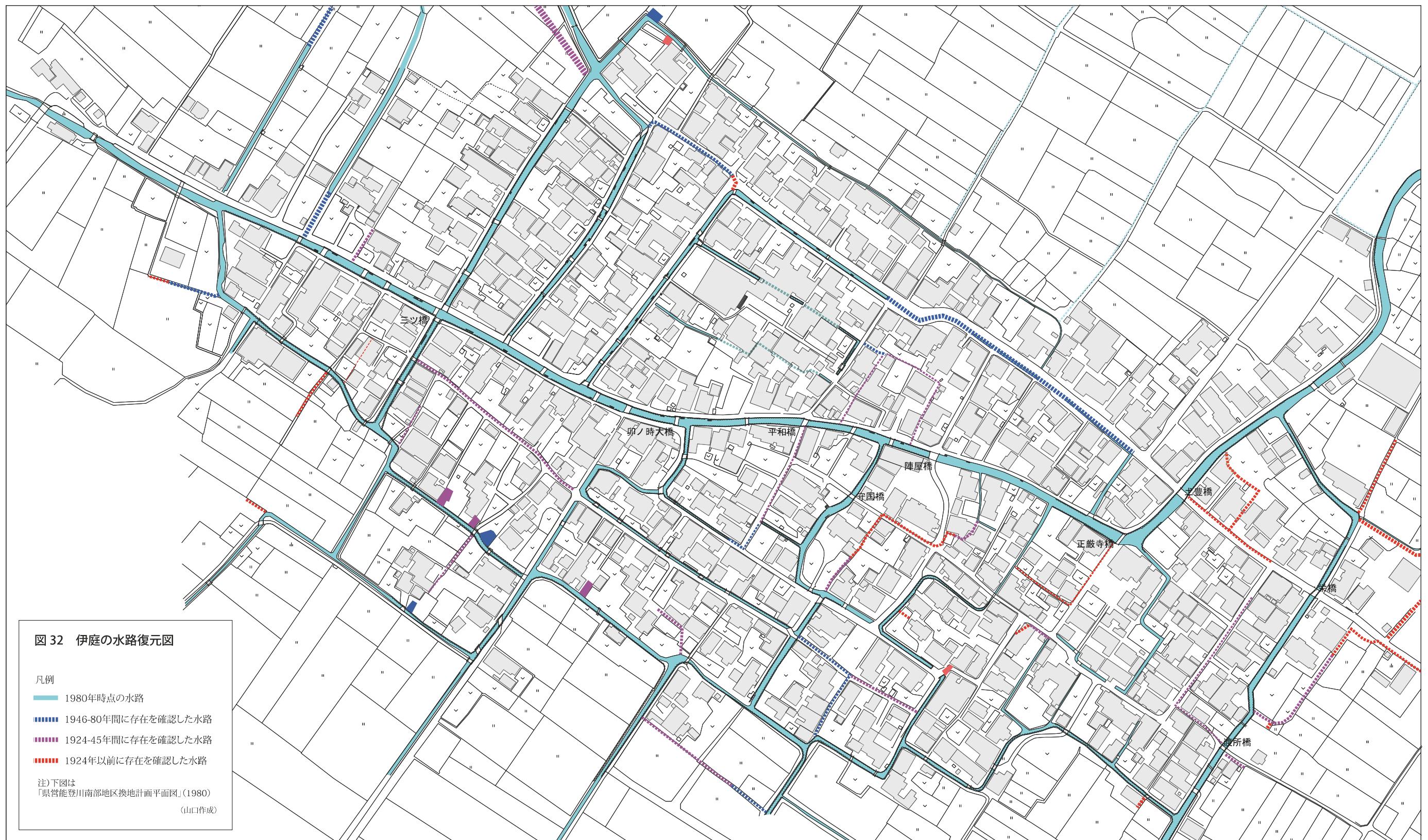


図31 農業集落道整備の断面図(現状、計画)(地点は図19と対応)
注)区間BとCは計画変更前の図面であり、最終的に施工された図面ではない



(工期 1988～91 年)においては、約 5m あった伊庭川の川幅が約 3m まで狭められ、道路幅 4m の道路が整備された。また、同事業説明書には、水路の工事前後の断面図が描かれており、工事前の水路や水路脇の道の大まかな寸法を知ることができる。

なお、モデル事業時には多くの水路が暗渠化されたが、その際には住民から「カワがなくなったら困る」という声があがり、所々を開渠化し、カワトが設けられる例もみられた。

(4) 水路の景観保全の取り組み

1) 水郷伊庭の公園化運動

昭和 50 年代以降、水路の縮小や消失が目立ち始めた際に、住民の間で水路の歴史的重要性や美観の向上を議論する機運が高まりをみせた。圃場整備事業開始直前の昭和 54 年(1979)、正巣寺の福嶋崇雄住職は『水郷伊庭の保存につとめましょう』と題する自作のパンフレットを作成し、伊庭の住民に対して歴史環境の保全を訴えた。これは、埋め立てられようとする河川や掘割を地域資産ととらえ保全・活用への転換を図ろうとする取り組みであった。折しも近江八幡市の八幡堀において、市民運動としての堀の保存修景運動が進められ、堀の全面浚渫工事が完成した頃であった。

福嶋氏は「道を拡げる事が本当に私たちの幸福につながるのか」、「私たちが今見捨てようとするものは、大変に貴重なものだということを感じるのです。私たちは子孫に何一つ残すものではなくても、伊庭川だけはそっくりそのまま残すべきではないか」と訴えた。他の地域では、かつての水郷の名残であった掘割のほとんどが埋め立てられ、かつての景観が大きく変貌してしまっていることを説明した上で、埋め立ててから後悔しても遅いと訴えた。さらに、福嶋氏は伊庭川とその支流の掘割を一大公園化するという試案を示した。あくまで 1 つの案としながらも、住民の役割として以下の 6 つを掲げた(福嶋崇雄『水郷伊庭の保存につとめましょう』、1979 年)。

- 1) 川を埋める場合、本当に埋める必要があるか充分に考える。
- 2) 瓜生川改修の暁、中川筋の道路拡幅については、大局的見地から充分に討議をする。
- 3) 伊庭川を自分の庭先や池と思い、美観の保持につとめ、ごみを川に捨てるなどの行為をつつしむ。
- 4) 河川の末端に「せき」を設け緋鯉やにしき鯉などを放流して飼育する。
(その区域は禁漁とする。)

5) 川の浅瀬には囲いをつくり、土砂を盛り上げ、あやめ、かきつばた、蓮、水連などの水草を植える。

6) 川に臨む畠や屋敷などが協力し、桜、桜桃、紅葉、こぶし、れんぎょう等の花木を植えて水辺の風趣を盛り上げる。

実際に福嶋氏と伊庭の住民は、人々の意識向上のために、鯉を飼う取り組みを進め、平成3年には伊庭自治会の取り組みとして川に鯉や緋鯉を放ち、現在も飼育している。

2) 景観保全の取り組み

農村総合整備モデル事業に伴う水路の埋立・改修にあたっては、住民が自治体に歴史や景観の面での配慮を訴えた。前述したように、集落道16号の整備によって約5mあつた伊庭川の川幅が約3mまで狭められた。福嶋氏によると、実際には道幅をさらに広くする提案があったが、区長を中心に反対意見があがり、現在の幅に決められたという(T.F/2010.12.17)。その護岸も当初町役場では費用を抑えるために矢板で行う計画が立てられていたが、福嶋氏の「石垣であることに伊庭川の意味がある」との主張が住民の共感を呼び、景観に対する保全意識から間知石が選ばれ整備された(T.F/2010.12.23)。

さらにその後、伊庭の住民によってカワトの復元が進められた。伊庭氏の館跡にかつて置かれた米蔵の東側には大きなカワトが存在したが、平成15年にこの石垣及びカワトの修繕を行った。その際、「水郷伊庭美化保存会」が福嶋住職を代表として設立され、同会が集めた寄付金40万と区助成金30万とを併せて事業費とした。平成19年には「伊庭町環境保全の会」が設立され、以後現在に至るまで、ホタルゾーンの整備を含めた環境保全活動を進めている。

以上のように、伊庭のカワやホリの埋め立てや幅の減少が進められた一方で、住民によって水路は地域の歴史資産、景観資産として見直され、その保全・活用を目指す運動が起こった。

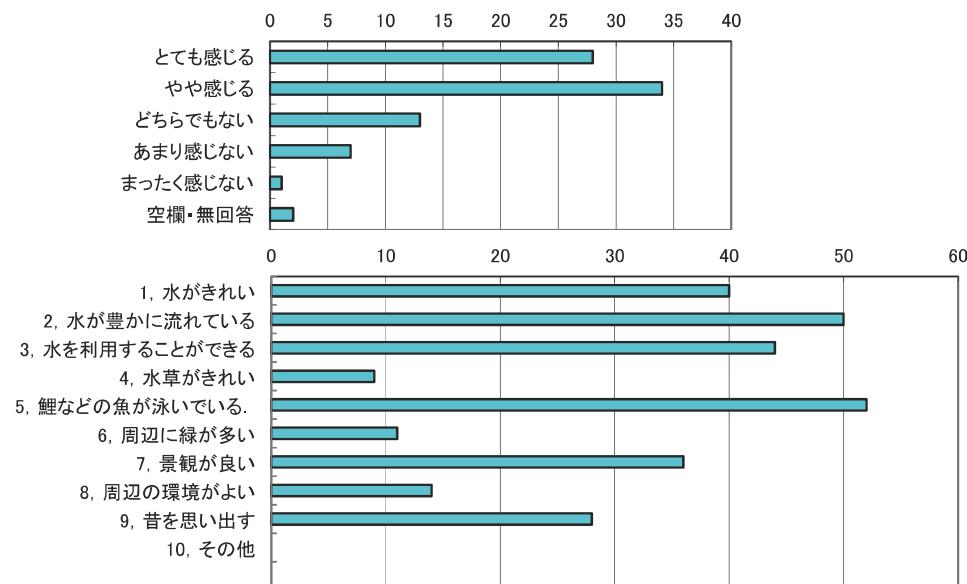
(5) 現在の水路に対する住民の意識

伊庭の水路に関する住民の意識について、アンケート調査を行った(表2、調査期間：平成23年1月～2月、回収85部(305部全戸配布)による)。平成23年時点で、伊庭の水に魅力を感じている住民は、回答者の7割を超えた。その理由について、複数選択の質問では「魚が泳いでいる」、「水が豊かに流れている」、「水を利用することができる」、「水がきれい」、「景観が良い」、「昔を思い出す」という項目で多くの回答を得た。水路が埋められたことについては、残念だと感じている回答者が同じく7割を超え、その理由も「自然環境が豊か」、「景観が良かった」、「歴史を感じさせる」、「愛着があった」、「子供の遊び場であり学びの場であった」という項目で多くの回答を得た。上述した昭和55年(1980)の福嶋氏を中心とする水路保全運動についても、共感していた住民の多くいたことを確認

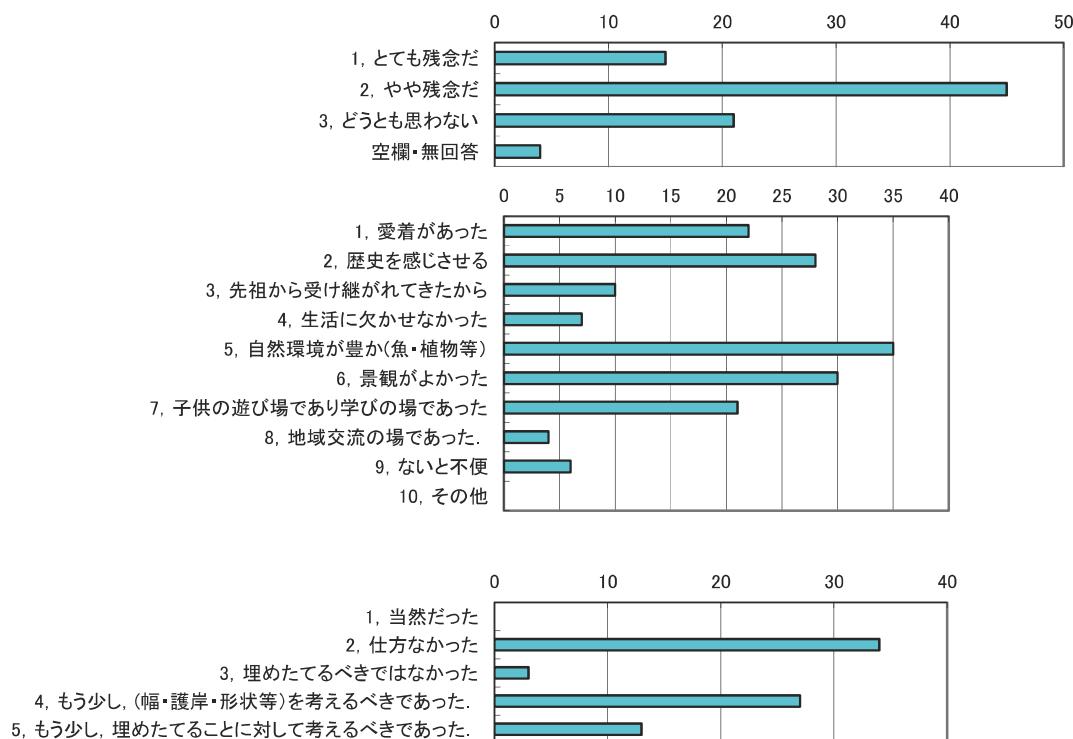
表16 伊庭の水路に関する住民の意識

(住民アンケート調査:調査期間:2011.1.20-2.5、回収85部(305部配布)による)

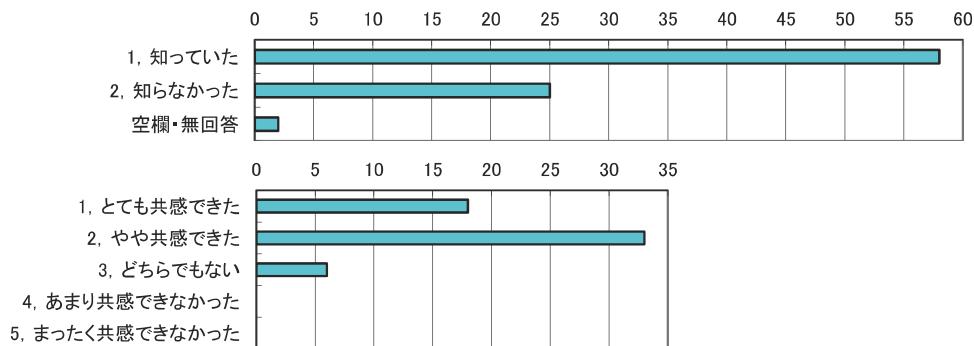
1) 伊庭の水路に対する魅力／理由 (複数回答可)



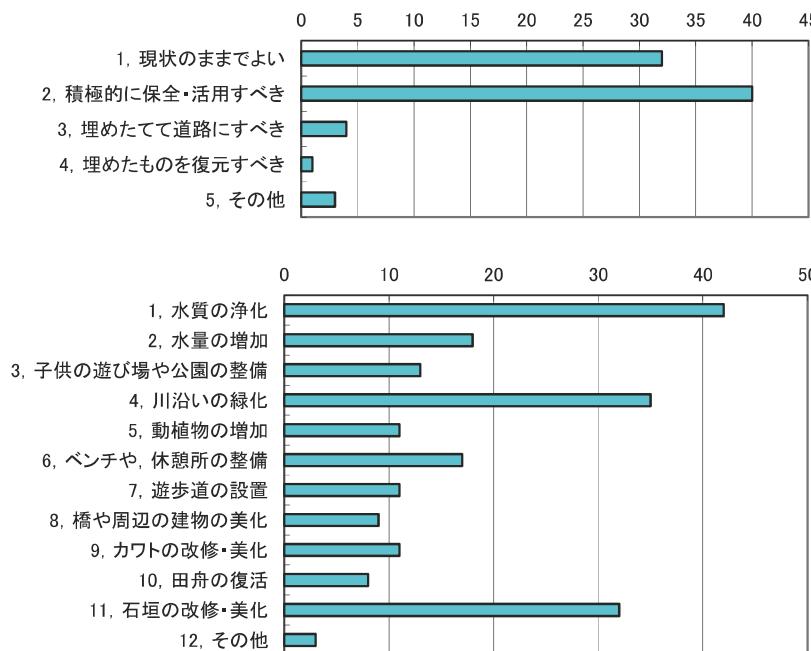
2) 伊庭の水路が埋め立てられたことに関する感想／理由 (複数回答可) ／意見



3) 1980 年の水路保全運動「伊庭の保存につとめましょう」の認知／意見



4) 今後水路はどうしていくべきかについての意見／具体的な方策（複数回答可）



した。

また、今後の水路の活用策については、「積極的に保全・活用すべき」だと考える回答者が約半数あり、その方策として「水質の浄化」、「川沿いの緑化」、「石垣の改修・美化」への期待が特に目立った。

水路を保全・活用する活動の背景には、水路の水量の確保に尽力した人物に関わる伝承が存在する。元亀元年（1570）、川原崎助右衛門は伊庭川の用水確保を織田信長に割腹して訴え、その心意気に心打たれた信長が伊庭川への通水を許可したという逸話が語り継がれている（『近江神崎郡志稿』）。川原崎助右衛門の子孫である川原崎家では、先祖が命をかけた川に誇りを持ち、昭和25年頃まで、井戸を掘らずに川の水で生活していたという（T.F/2010.12.17）。また、追悼法要や村総出の川掃除「オオカワザラエ」の行事等においても、伊庭ではこの物語が伝承されてきた。

5 水路からみた伊庭の景観の特徴

第四章では、伊庭の文化的景観の特徴を、水路と集落の関係、水路と生活との関係とその変遷に着目して述べた。

伊庭では、河川や地形などの環境条件を活かした土地利用と集落形成が認められるが、とりわけ特徴的であるといえるのが、田舟利用や用水利用との関わりの中で形づくられた集落形態と水路網構造である。とりわけ400を超える宅地のほとんど（9割以上）が水路に面するという貫徹性は特筆すべきものである。また、水路に面して狭く奥に深い敷地割にも、水との強い関連性を見出すことができる。

その集落内水路の利用については、生業利用（農業のための灌漑・荷物運搬、漁業）、生活利用（飲用、炊事、入浴、洗濯）、流通・往来（琵琶湖・内湖を経由した運搬、人の移動）、文化（祭礼）などの複合的な水利用がなされていた。こうした水利用形態の特色は、カワトやイケス、ジフンなどの景観要素の中にもあらわれている。

また、伊庭での水利用は、家のカワトや集落内水路のスケールにとどまらず、水路を介して内湖、琵琶湖へと直接つながっていた。集落をとりまく低地の湿田や、内湖と直接つながることこそが、水路のもつ価値であった。

こうした琵琶湖ー内湖ー集落一家を結ぶ、水路網と水利用システムの構築こそが、伊庭の景観の特徴であるといえる。そして、生活・生業と深く結びついて形成された水システムは、伊庭では形を変えながらも持続している。

表17 伊庭における水システムと景観の構造

琵琶湖圏 - 内湖圏	—	集落形態	—	土地利用・敷地利用	—	水利用施設
山(生活, 信仰) 湖(漁業) 田(農業) 近隣の集落		網状の集落内水路、 集落内のほぼすべて の宅地が水路に面す る地割構成		生業に応じた 特徴的な敷地配置と 資源利用形態		水路、カワト、 イケス、ジフン、 田舟、柿(渋)